

# 古座川町高齢者福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

令和3年3月  
古座川町

## ごあいさつ

本町では、「生きがいを持ち健やかに、いつまでも安心して暮らせる町古座川」をめざして平成 29 年度に第 7 期計画を策定し、長寿社会にふさわしい高齢者福祉の構築と地域の需要に応じた介護サービスに関する様々な施策を展開してきました。



本町の少子高齢化問題は極めて深刻で、令和 2 年 1 月の高齢化率は 52.6%で、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になる令和 22 年には 53.3%となる見込みです。高齢者を取り巻く様々な問題は、避けては通れない状況の中で、町民の皆様のお力添えを頂きながら、今後も一層深刻化する少子高齢化問題への対応を進め、元気な高齢者が生きがいを持っていきいきと活躍ができ、安心して暮らしていただける地域づくりをすすめていく必要があります。

第 7 期計画では、高齢者を取り巻く様々な問題が進展する中で、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムをより一層深化・推進するため、高齢者の自立支援・重度化防止や共生社会の推進、認知症施策の推進、介護を行う家族への支援等を重点施策とし、サービス基盤の整備等に努めて参りました。

本計画では、これまですすめてきた施策をより一層推進していくとともに、本町がめざす理念の達成に向け、地域に根ざしたより具体的な施策を展開していくことができる計画となっています。

計画に基づき高齢者施策を推進していくことが、町民の皆様の暮らしをより良い方向に導くものと固く信じ、検証・改善を行いながら着実にすすめていきたいと考えています。

終わりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見・ご提案を頂戴いたしました古座川町介護保険事業計画等作成委員会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和 3 年 3 月

古座川町長 西前 啓市



# 目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	3
第2章 古座川町の高齢者を取り巻く状況.....	4
1. 人口・世帯.....	4
2. 介護保険事業の状況.....	7
3. 計画における推計値.....	16
4. アンケート調査結果からみた現状.....	18
5. 日常生活圏域の状況.....	29
第3章 基本理念と基本目標.....	30
1. 計画の基本理念.....	30
2. 基本目標.....	30
3. 計画の重点取組と達成指標.....	32
4. 施策体系.....	37
第4章 施策の展開.....	38
1. 高齢者を支える体制づくり.....	38
2. いつまでも元気な健康づくり.....	43
3. 生涯現役、生きがいつくり.....	48
4. 安心して暮らせるまちづくり.....	50
第5章 介護保険事業計画の円滑な運営.....	55
1. 利用者本位のサービス提供の推進.....	55
2. 介護サービス量及び介護給付費の見込額.....	58
3. 第1号被保険者の保険料.....	62
第6章 計画の推進.....	66
1. 地域一体とした連携体制の強化.....	66
2. 計画の進行管理.....	66
3. 計画の周知.....	66
資料編.....	67
1. 古座川町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画作成事業実施要項.....	67
2. 古座川町介護保険事業計画等作成委員会委員名簿.....	69
3. 用語解説.....	70



# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

我が国の総人口は、令和2（2020）年9月1日現在で1億2,575万人となっています。

そのうち、65歳以上の高齢者人口は3,617万人であり、総人口に占める高齢者の割合は過去最高の28.8%となっています。その一方で、0～14歳の年少人口は1,504万人で、過去最低の12.0%となっており、少子高齢社会が急速にすすんでいます。※資料：人口推計（確定値）

古座川町（以下「本町」という。）における高齢者人口は、令和2（2020）年8月末現在で1,380人となっており、高齢化率は53.3%となっています。また、要介護認定率が高くなるとされる後期高齢者は837人となっており、総人口に占める割合は32.3%となっています。

介護保険制度は、平成12（2000）年に開始されて以来20年以上が経過し、介護の問題を社会全体で支える制度として定着してきました。その一方で、要支援・要介護認定者の増加や介護サービスの需要が高まり、さらには団塊の世代のすべての人が75歳以上となる令和7（2025）年や、高齢者人口がピークに達するとともに現役世代の人口が急減する令和22（2040）年を見据え、制度の持続可能性を確保していくことが、より重要となっています。

市町村の介護保険事業計画は、第6期（平成27～29年度）計画以降、「地域包括ケア計画」としても位置づけられ、令和7（2025）年度までの各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムの段階的な構築がめざされてきました。本町においても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しているところです。

また、国では、地域社会全体のあり方として、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現がめざされています。

「古座川町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）」は、第7期計画に引き続き「地域共生社会」の考え方を踏まえながら、継続して地域包括ケアシステムの構築をすすめるため、加えて現役世代の人口が急減する令和22（2040）年を念頭に置き、本町の高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持って支え合い、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちをめざして策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

高齢者福祉計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号、最終改正：令和 2 年 6 月 12 日法律第 52 号）第 20 条の 8 に規定する「老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画」として策定します。なお、老人福祉法により介護保険事業計画と一体的に作成することが義務づけられています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、最終改正：令和 2 年 6 月 12 日法律第 52 号）第 117 条に規定する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画」として策定します。

### (2) 計画の性格

第 6 期計画以降の計画は、地域包括ケアシステムの構築のため、令和 7（2025）年までを見通した計画として策定されてきました。さらに、本計画からは、現役世代が急減する令和 22（2040）年を念頭に置いた計画として、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えながら策定するものです。

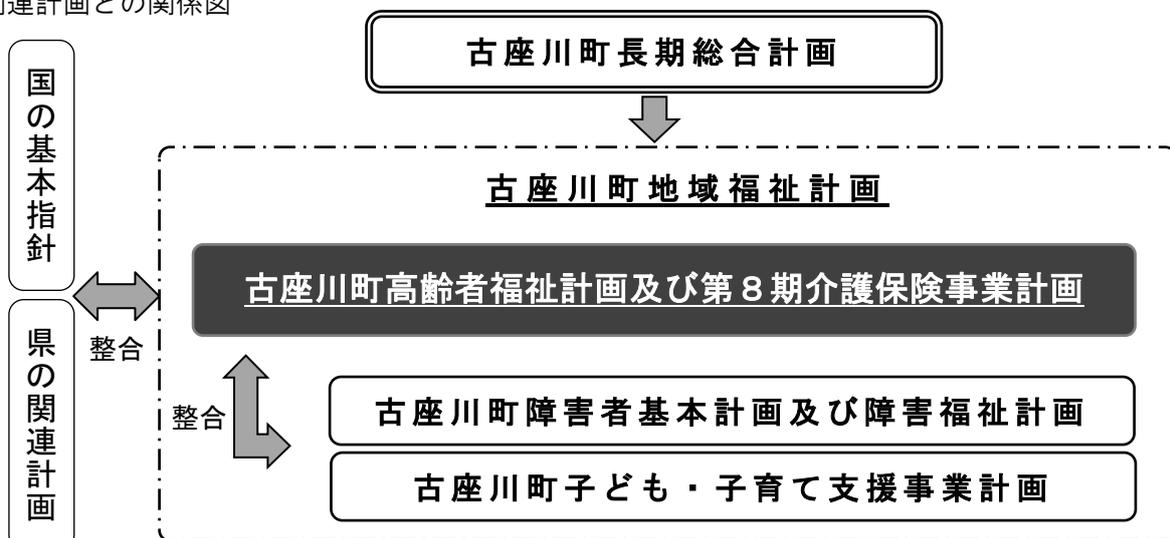
「高齢者福祉計画」は、上記法令に基づく内容に加えて、本町における高齢者の保健福祉に関する施策全般にわたる計画であり、高齢者に対する保健福祉事業における総合的な計画です。

「介護保険事業計画」は、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対する、介護保険事業において実施する施策を担う計画です。

### (3) 上位計画・関連計画との関係

本計画は、本町の総合的な行政運営の方針を示した最上位計画である「古座川町長期総合計画」に基づきながら、福祉分野における上位計画である「古座川町地域福祉計画」をはじめとする、高齢者福祉に関連する他分野の計画との整合を図りながら策定するものです。

#### ■関連計画との関係図



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

#### ■計画の期間

（年度）								
H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
第7期(前回計画)			<b>第8期（本計画）</b>			第9期(次期計画)		

### 4. 計画の策定体制

#### （1）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の実施

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護状態になる前の高齢者について、「要介護状態になるリスク発生状況」及び「各種リスクに影響を与える日常生活の状況」を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

また、在宅介護実態調査は、主として「要介護者の在宅生活の継続」及び「介護者の就労継続」に有効な介護サービスのあり方を検討するために実施しました。

#### （2）計画作成委員会の実施

日程	開催数	議事内容
令和2年 7月9日(木)	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画作成にあたっての基本事項</li> <li>第7期介護保険事業計画の振り返り</li> <li>第8期介護保険制度改正案の主な内容</li> </ul>
令和2年 9月14日(月)	第2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査報告</li> <li>現状と将来推計</li> <li>骨子案</li> </ul>
令和2年 11月16日(月)	第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険料に関する事項</li> <li>素案の検討</li> <li>重点取組項目の検討</li> </ul>
令和3年 1月18日(月)	第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終案の承認</li> </ul>

# 第2章 古座川町の高齢者を取り巻く状況

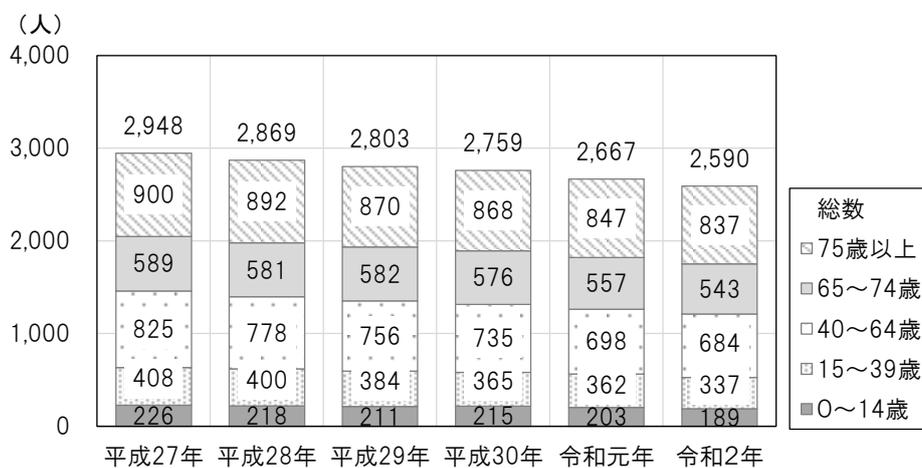
## 1. 人口・世帯

### (1) 年齢別人口

本町の総人口は減少が続いており、令和2年8月末現在では2,590人となっています。

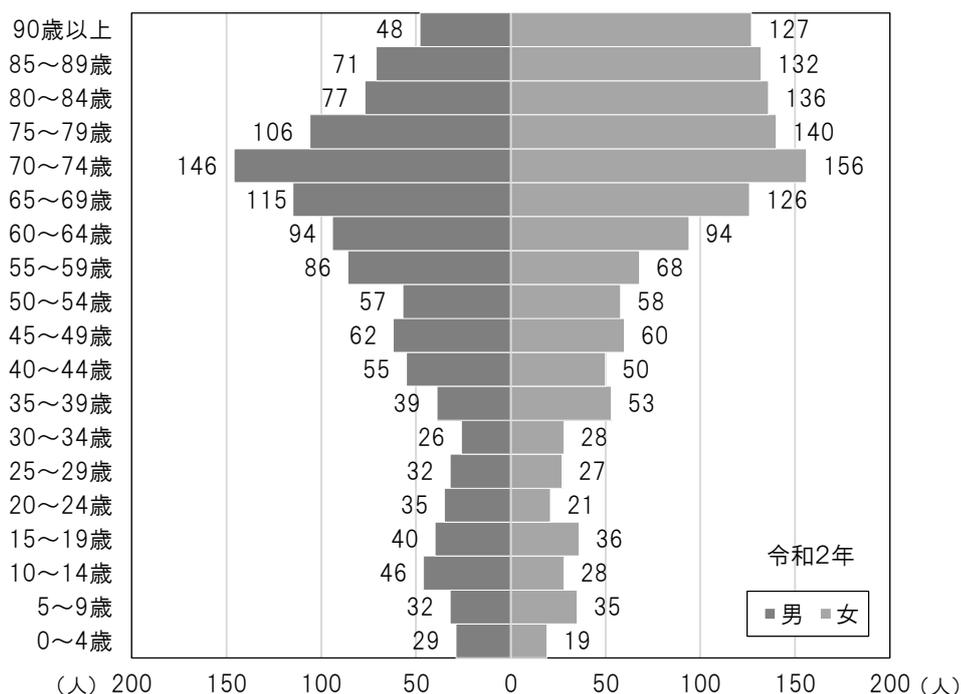
人口ピラミッドをみると、男女ともに70～74歳の人口が最も多くなっています。高齢者人口が多く、若い世代が少ない人口構造となっています。

#### ■年齢5区分別人口の推移



資料：住民基本台帳各年9月末（令和2年は8月末）

#### ■令和2年の人口ピラミッド

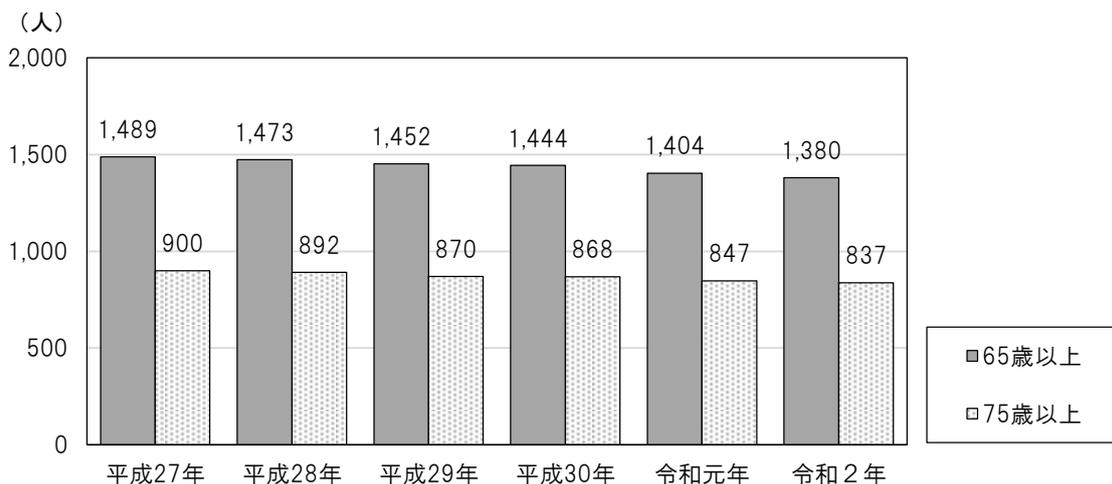


住民基本台帳各年9月末（令和2年は8月末）

## (2) 高齢者人口の推移

本町の65歳以上人口は減少が続いており、平成27年から令和2年にかけて109人減少し1,380人となっています。75歳以上人口は、平成27年から令和2年にかけて63人減少し837人となっています。

■ 高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳各年9月末（令和2年は8月末）

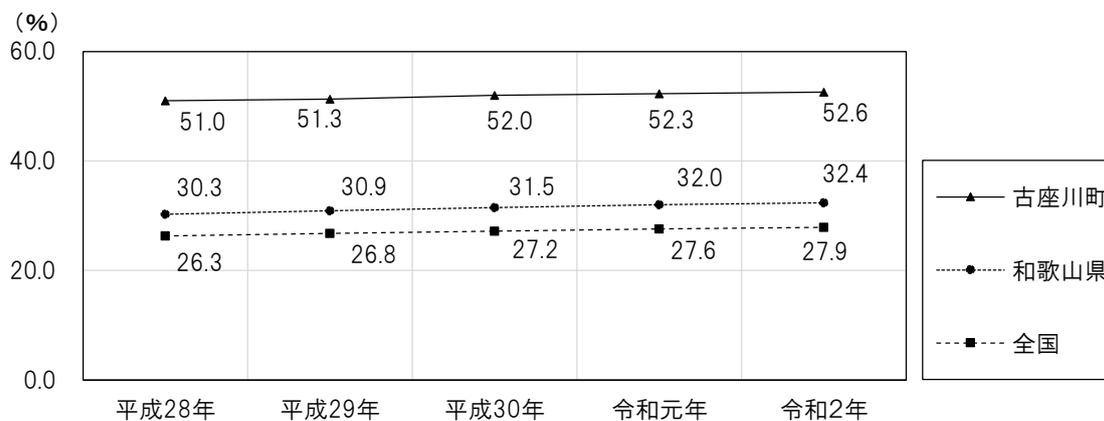
## (3) 高齢化率

65歳以上人口の割合は、平成28年から令和2年にかけて1.6ポイント上昇し52.6%となっています。

75歳以上人口の割合は、平成28年から令和2年にかけて1.1ポイント上昇し32.0%となっています。

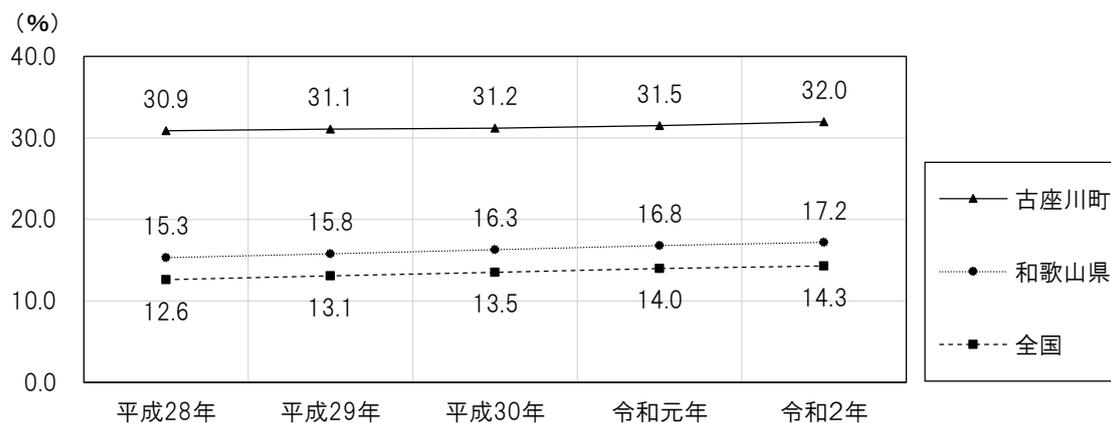
平成28年から令和2年の古座川町及び近隣町村別高齢化率の状況についてみると、古座川町が各年で最も高くなっています。

■ 65歳以上人口の割合の推移



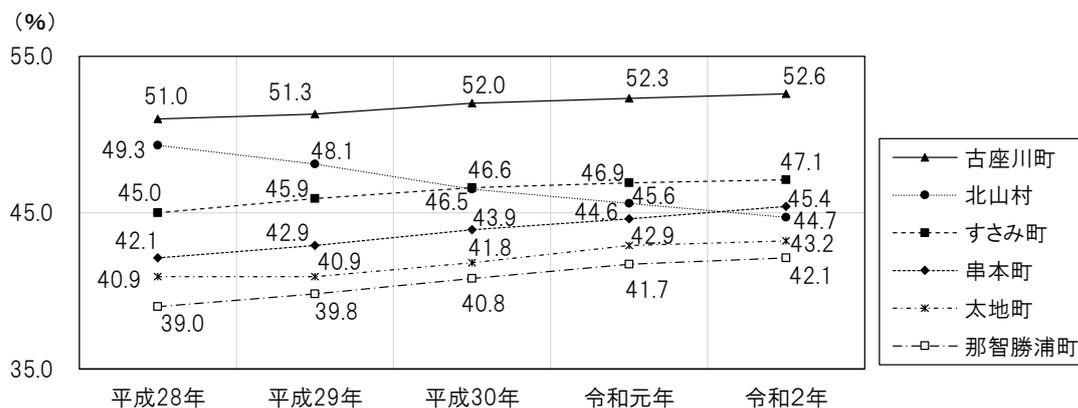
資料：和歌山県における高齢化の状況

■ 75 歳以上人口の割合の推移



資料：和歌山県における高齢化の状況

■ 古座川町及び近隣町村別高齢化率の状況



資料：和歌山県における高齢化の状況

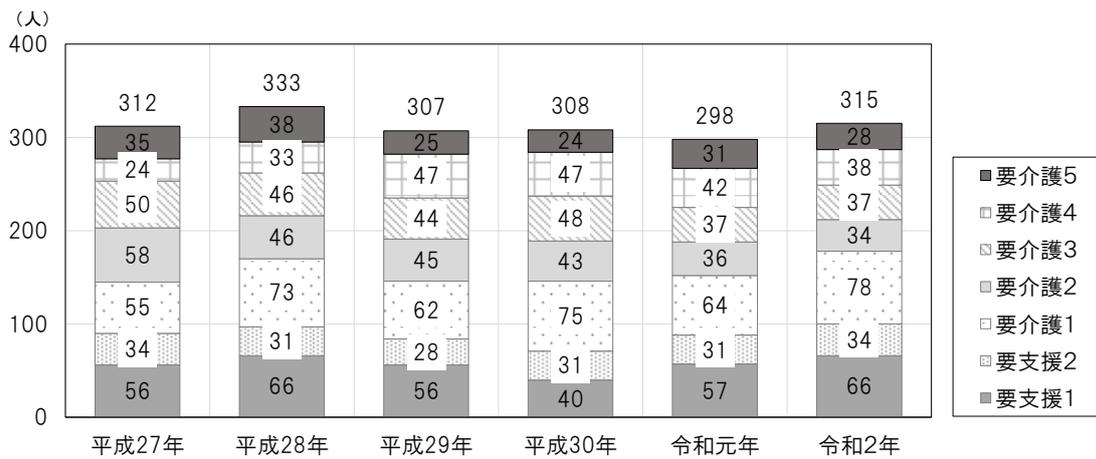
## 2. 介護保険事業の状況

### (1) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

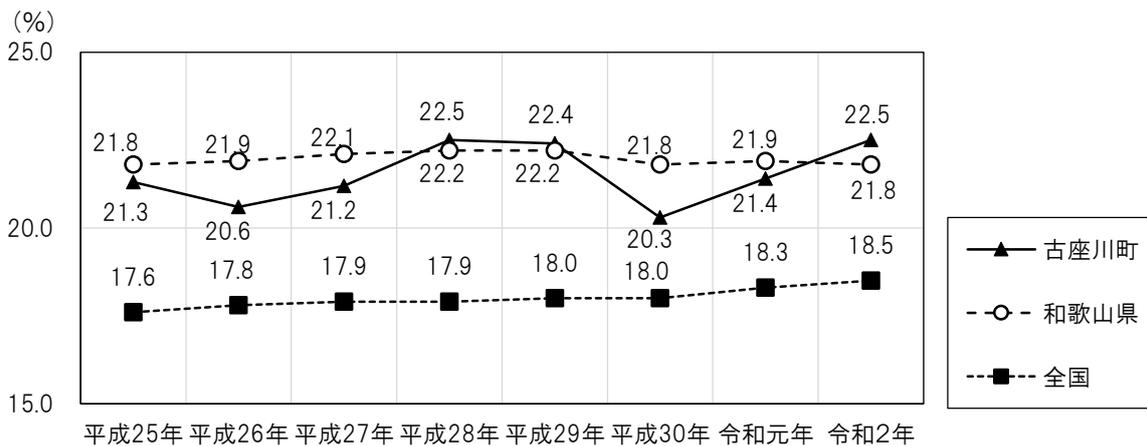
要介護認定率の比較についてみると、国よりも高い水準で推移しています。平成28年から平成30年にかけて減少し、その後上昇に転じています。

#### ■要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告各年9月末（令和2年は5月末）

#### ■要介護認定率の比較



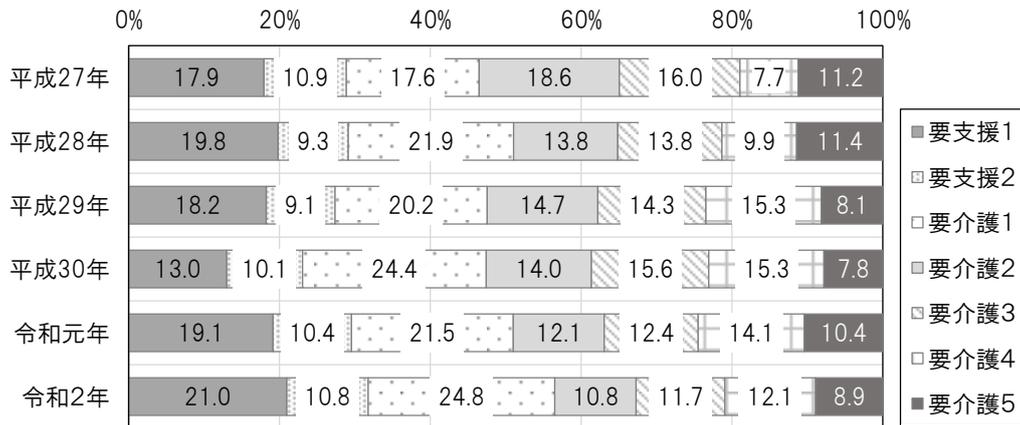
資料：介護保険事業状況報告（3月末）

## (2) 要介護認定者割合の推移

要介護度別認定者割合の推移についてみると、平成27年から令和2年にかけて要介護度4の割合が上昇しています。

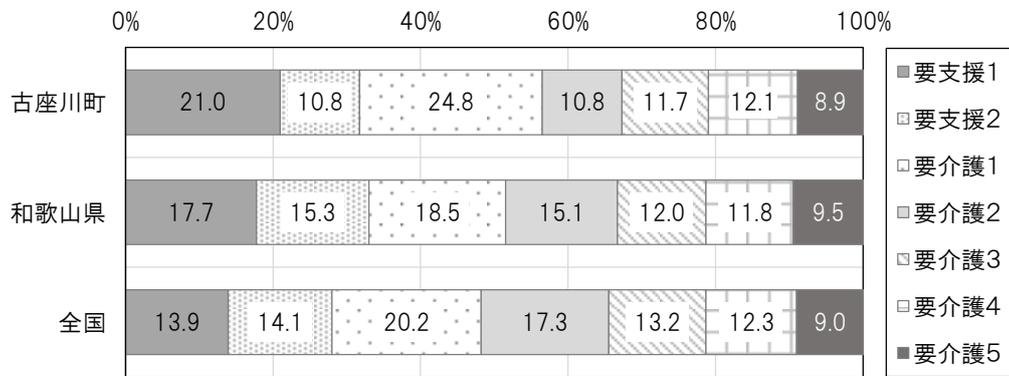
要介護度別認定者割合を国や県と比較すると、本町では要支援1、要介護1の割合が高く要支援2、要介護2が低くなっています。

### ■ 要介護度別認定者割合の推移



資料：介護保険事業状況報告各年9月末（令和2年は5月末）

### ■ 令和2年の要介護度別認定者割合の比較



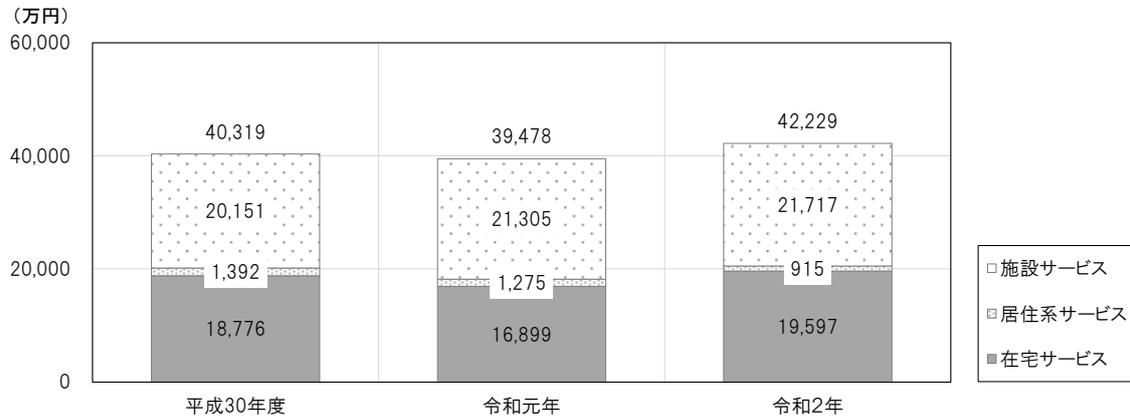
資料：介護保険事業状況報告（5月末）

### (3) 総給付費の推移

給付費の推移についてみると、平成30～令和2年度にかけて施設サービスと在宅サービスが増加しており、居住系サービスは減少しています。

総給付費は、令和元年度に減少していますが令和2年度では増加する見込みです。

#### ■総給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告  
 ※このグラフは、四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

### (4) 介護給付サービスの推移

#### ①介護予防サービス

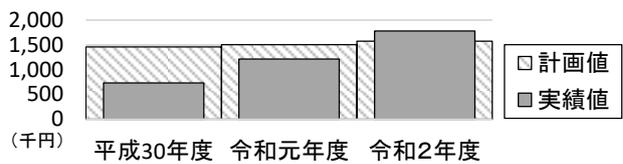
##### ■介護予防訪問入浴介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



##### ■介護予防訪問看護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	1,460	1,505	1,573
実績値	734	1,216	1,780



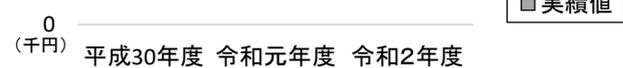
##### ■介護予防訪問リハビリテーション (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



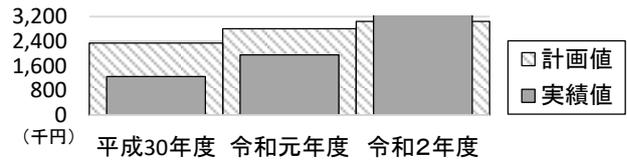
##### ■介護予防居宅療養管理指導 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



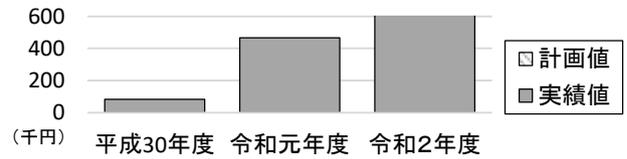
■介護予防通所リハビリテーション (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	2,342	2,805	3,044
実績値	1,247	1,952	3,591



■介護予防短期入所生活介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	83	467	690



■介護予防短期入所療養介護 (老健) (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



■介護予防短期入所療養介護 (病院等) (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



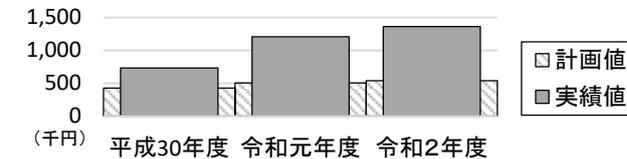
■介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



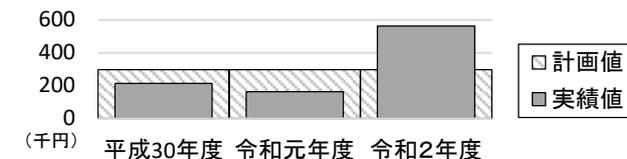
■介護予防福祉用具貸与 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	425	506	540
実績値	734	1,209	1,361



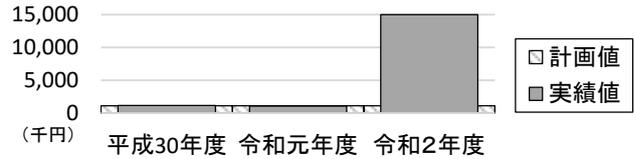
■特定介護予防福祉用具購入費 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	296	296	296
実績値	214	163	562



■介護予防住宅改修 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	1,114	1,114	1,114
実績値	1,160	1,075	14,979



■介護予防特定施設入居者生活介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



②地域密着型介護予防サービス

■介護予防認知症対応型通所介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



■介護予防小規模多機能型居宅介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



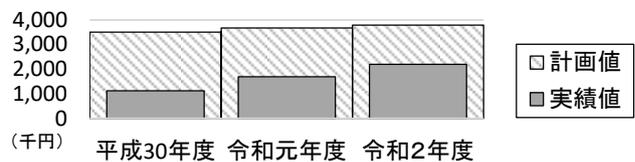
■介護予防認知症対応型共同生活介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



③介護予防支援 (千円)

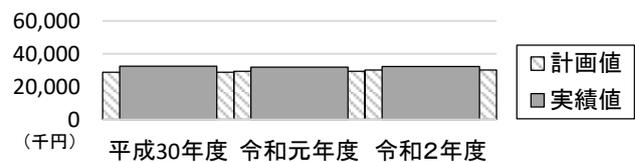
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	3,506	3,675	3,786
実績値	1,131	1,692	2,192



④居宅サービス

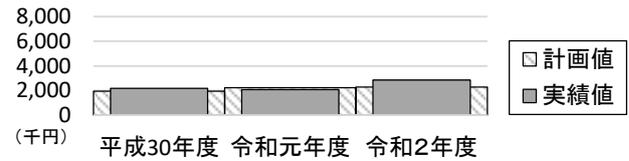
■訪問介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	28,726	29,279	30,019
実績値	32,402	31,905	32,325



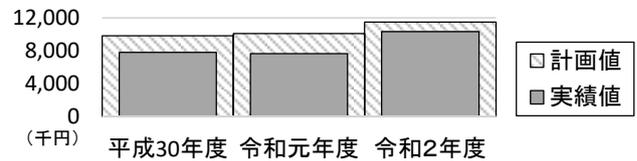
■訪問入浴介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	1,946	2,234	2,277
実績値	2,166	2,078	2,844



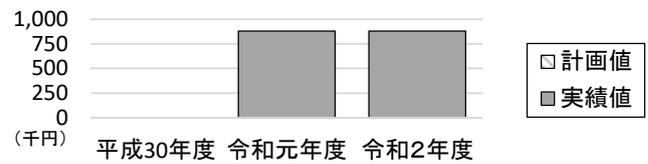
■訪問看護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	9,827	10,116	11,484
実績値	7,813	7,660	10,350



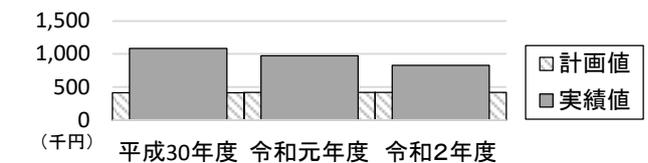
■訪問リハビリテーション (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	880	879



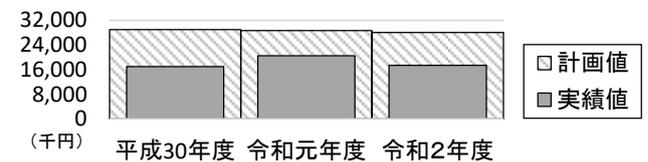
■居宅療養管理指導 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	415	416	420
実績値	1,082	976	827



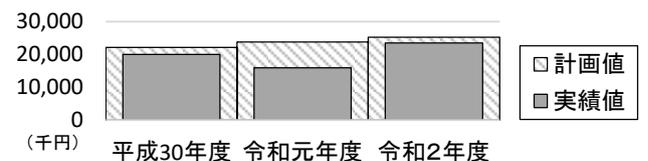
■通所介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	28,959	28,692	28,040
実績値	16,960	20,555	17,377



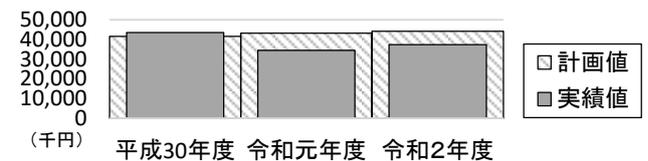
■通所リハビリテーション (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	22,166	23,794	25,259
実績値	19,991	15,918	23,465



■短期入所生活介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	41,590	43,227	44,195
実績値	43,593	34,404	37,465



■短期入所療養介護（老健） (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	2,390	2,391	2,391
実績値	5,045	2,713	0



■短期入所療養介護（病院等）（千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



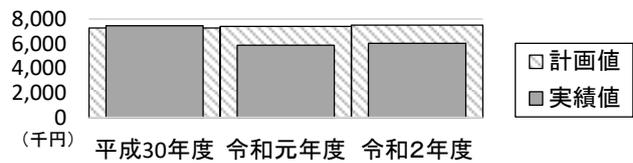
■短期入所療養介護（介護医療院）（千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



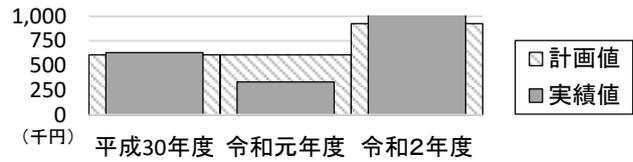
■福祉用具貸与（千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	7,287	7,409	7,499
実績値	7,450	5,881	6,037



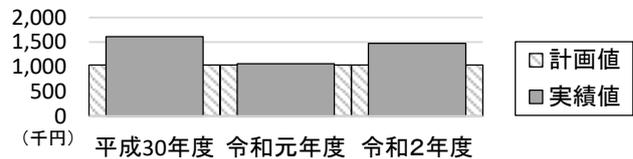
■特定福祉用具購入費（千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	609	609	926
実績値	630	335	1,453



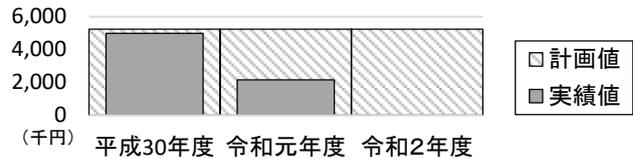
■住宅改修費（千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	1,039	1,039	1,039
実績値	1,610	1,065	1,476



■特定施設入居者生活介護（千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	5,234	5,237	5,237
実績値	4,993	2,157	0



⑤地域密着型サービス

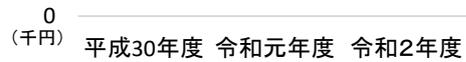
■定期巡回・随時対応型訪問介護看護（千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



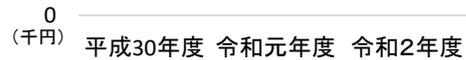
■夜間対応型訪問介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



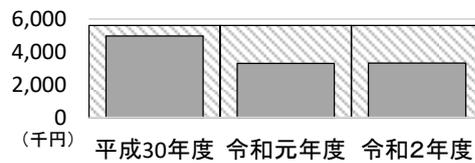
■認知症対応型通所介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



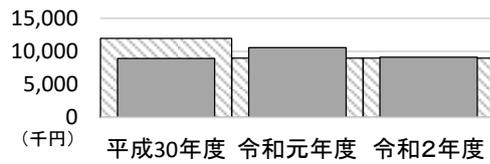
■小規模多機能型居宅介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	5,618	5,620	5,620
実績値	4,975	3,298	3,312



■認知症対応型共同生活介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	11,957	8,972	8,972
実績値	8,927	10,589	9,148



■地域密着型特定施設入居者生活介護 (千円)

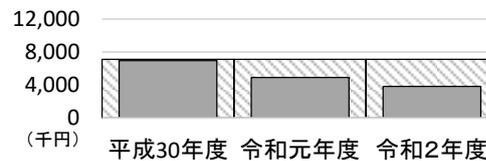
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	7,115	7,118	7,118
実績値	6,960	4,905	3,852



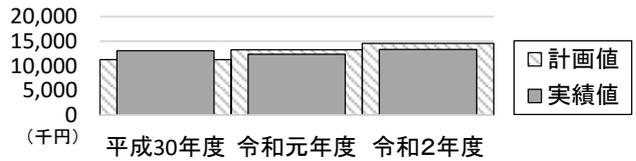
■看護小規模多機能型居宅介護 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



■地域密着型通所介護 (千円)

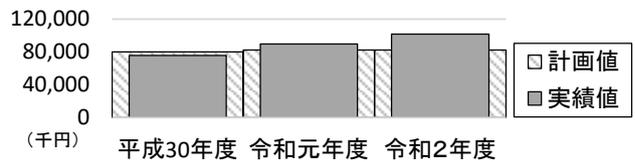
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	11,281	13,245	14,542
実績値	13,108	12,390	13,351



⑥施設サービス

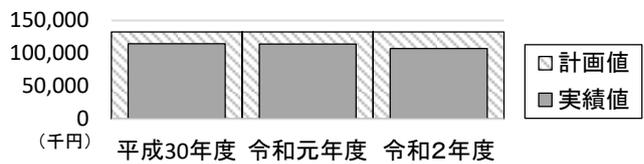
■介護老人福祉施設 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	79,987	82,328	82,328
実績値	75,722	89,736	101,909



■介護老人保健施設 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	132,407	132,467	132,467
実績値	114,643	114,203	107,183



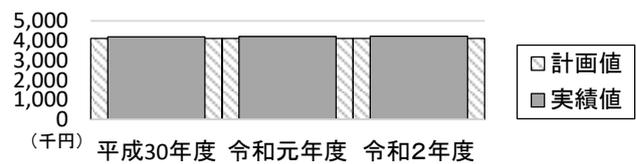
■介護医療院 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	0	0	0
実績値	0	0	0



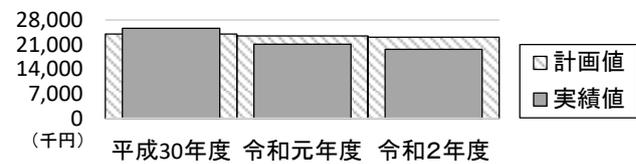
■介護療養型医療施設 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	4,109	4,111	4,111
実績値	4,188	4,201	4,228



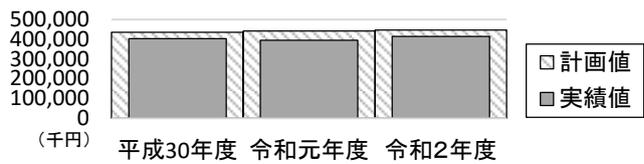
⑦居宅介護支援 (千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	24,057	23,469	23,155
実績値	25,629	21,156	19,655



⑧総給付費 (千円)

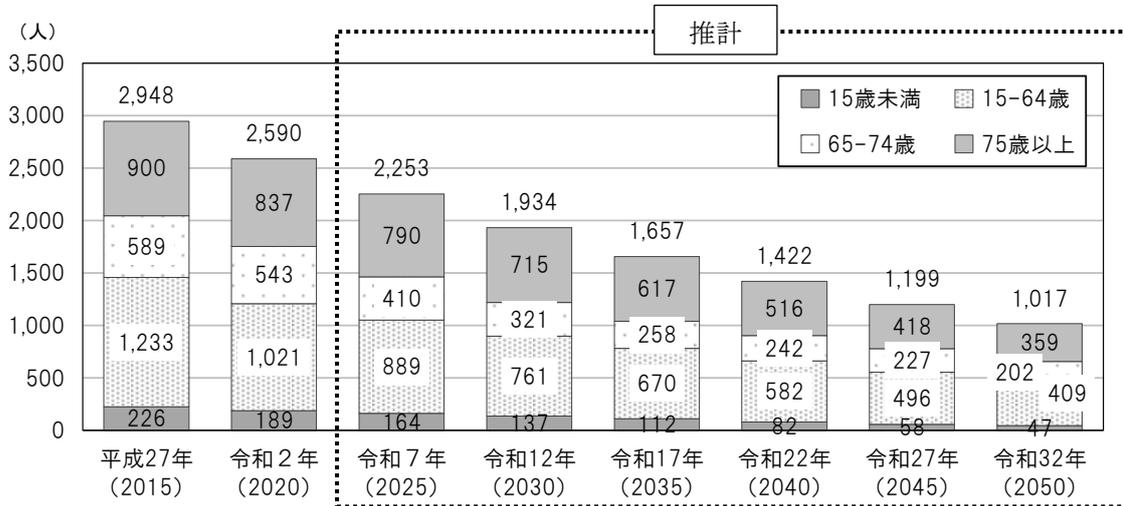
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画値	435,862	441,674	447,452
実績値	403,189	394,781	422,292



### 3. 計画における推計値

#### (1) 人口の推計

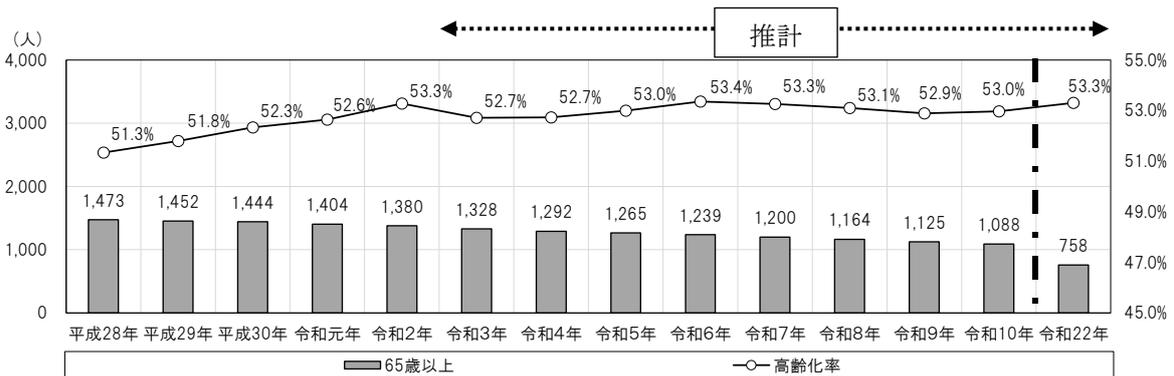
本町の人口は今後も減少を続け、令和7年(2025)には2,253人となり、さらに、令和30年(2050)年には1,017人まで減少する見込みとなっています。



資料：住民基本台帳各年9月末（令和2年は8月末）  
コーホート変化率法による独自算出

#### (2) 65歳以上の人口の推計

65歳以上人口は減少を続けており、令和10年では1,088人となることが見込まれます。高齢化率は、令和10年で53.0%、令和22年で53.3%となることが見込まれます。



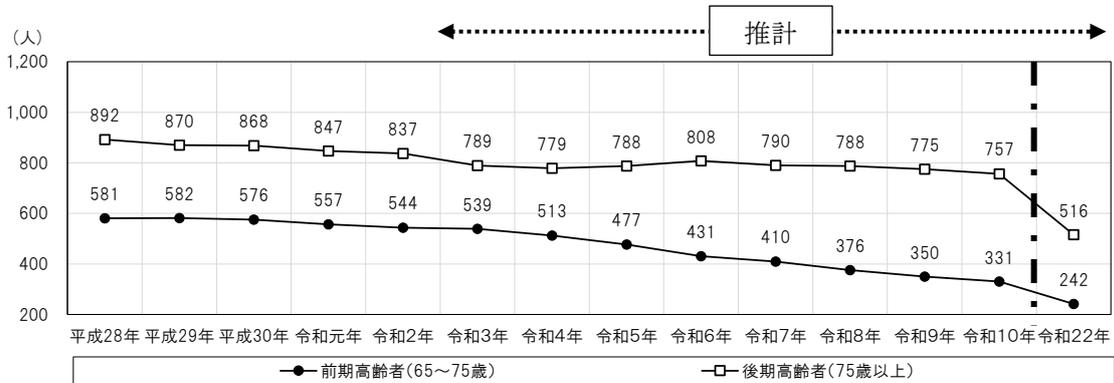
資料：住民基本台帳各年9月末（令和2年は8月末）  
令和3年以降は推計値

※推計はコーホート変化率法によるもので、平成28年から令和2年までの住民基本台帳の男女別・各歳人口推移に基づきます。コーホート変化率法は、同時期に生まれた集団（コーホート）の一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されると仮定して将来人口を推計します。

### (3) 前期高齢者と後期高齢者の推計

前期高齢者は、減少を続けることが見込まれます。

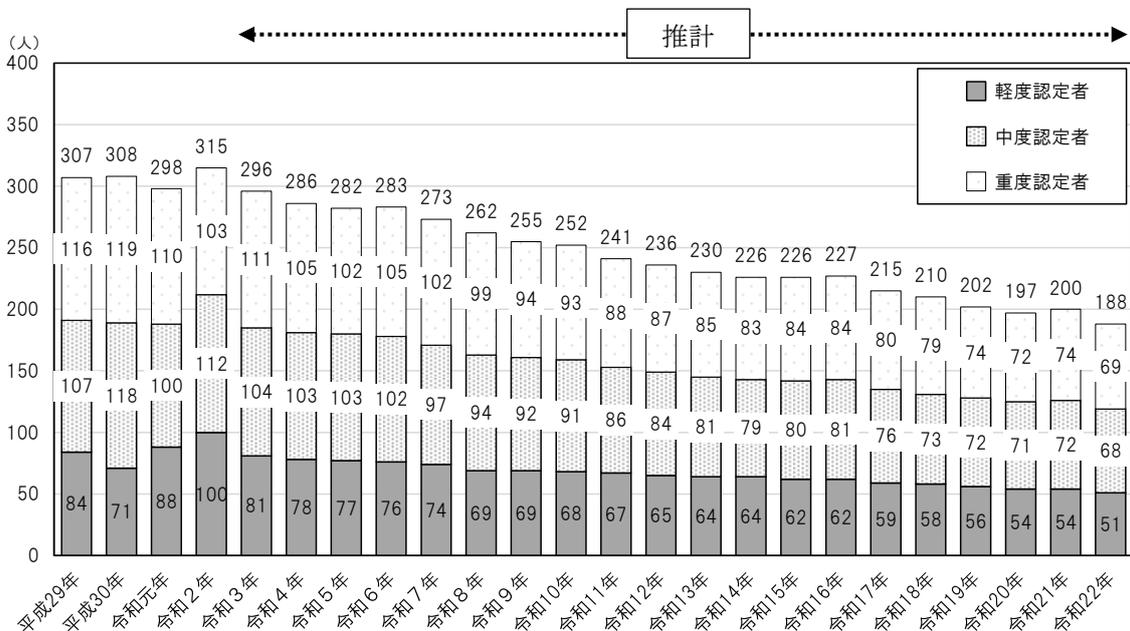
後期高齢者は、令和3年から令和8年にかけて概ね横ばいで推移し、令和9年以降は減少に転じると見込みとなっています。



資料：住民基本台帳各年9月末（令和2年は8月末）  
令和3年以降は推計値

### (4) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、総人口や65歳以上人口、後期高齢者人口の減少に伴って減少を続けることが見込まれます。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末、令和2年は5月末）  
令和3年以降は推計値

## 4. アンケート調査結果からみた現状

高齢者の生活状況や健康状態、地域における活動等の状況、普段感じていることなどを把握することで、高齢者福祉施策の検討や、介護予防の充実に向けた基礎資料とすることを目的として介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

また、在宅で介護を受けている人を対象に、在宅生活の継続に必要な支援や、介護者の就労状況等を把握し、今後の介護サービスのあり方の検討に向けた基礎資料とすることを目的として在宅介護実態調査を実施しました。

### ■調査の概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象者	令和2年2月29日現在、 65歳以上の方	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方
調査対象者数	1,174件	209件
回収数(回収率)	807件 (68.7%)	116件 (55.5%)
調査期間	令和2年3月14日～ 令和2年3月31日	平成31年3月11日～ 令和2年5月29日
調査方法	訪問及び郵送による配布・回収	ケアマネジャーまたは認定調査員による聞き取り調査

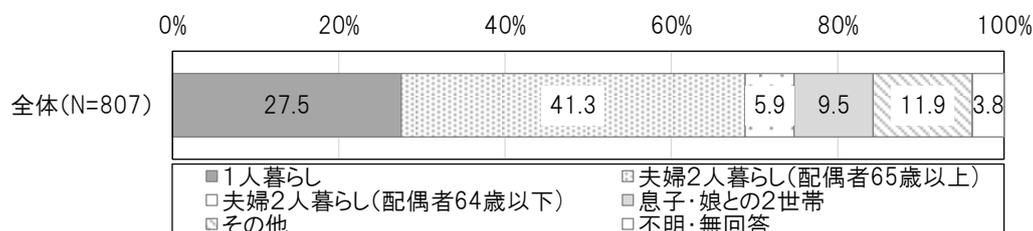
### 調査結果を見る際の注意点について

- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入しているため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 図表中の「N」とは、その設問の回答者総数を表しています。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

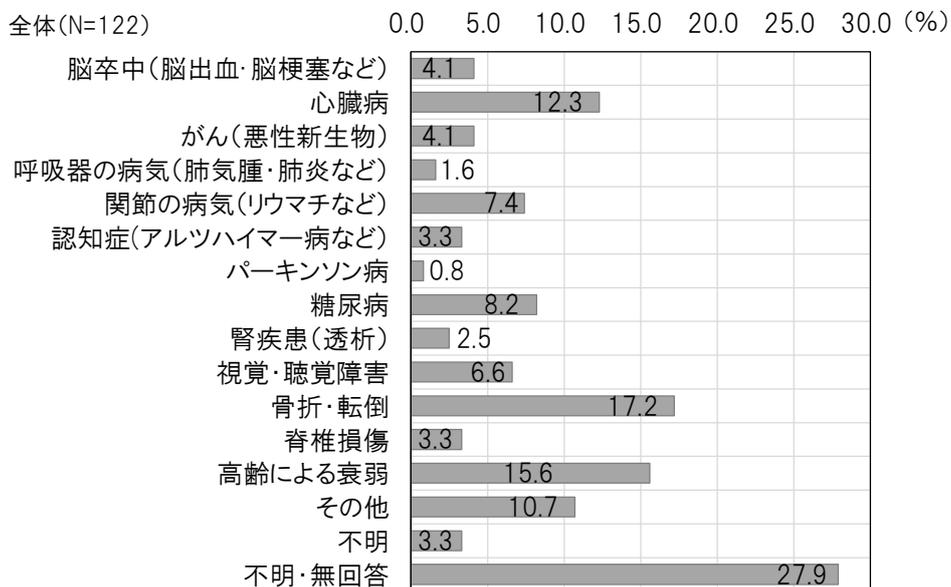
#### ①家族構成をお教えてください

家族構成についてみると、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が41.3%と最も高く、「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」と合わせると夫婦のみで暮らす家族は47.2%となっています。次いで「1人暮らし」が27.5%、「息子・娘との2世帯」は9.5%となっています。



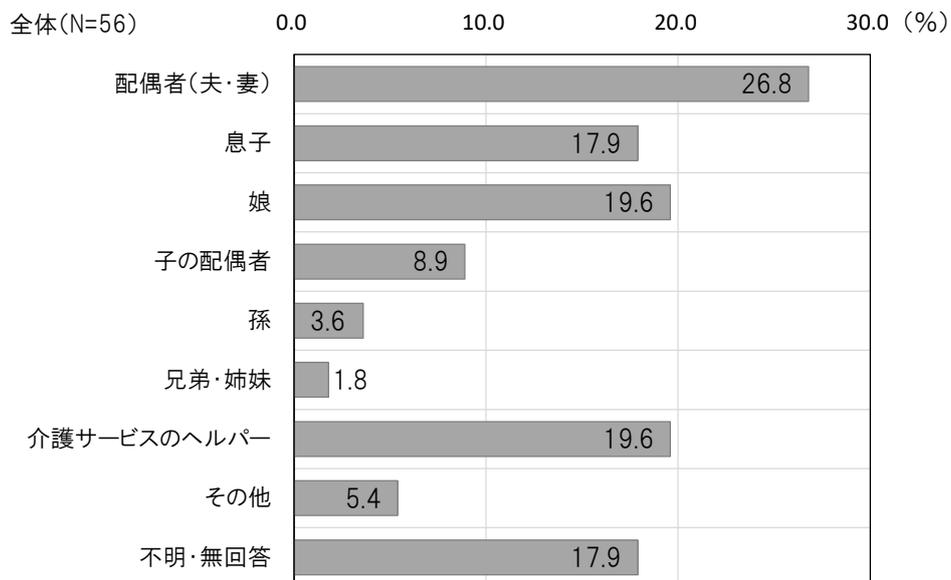
### ②介護・介助が必要になった主な原因はなんですか(複数回答)

介護・介助が必要になった主な原因についてみると、「骨折・転倒」が17.2%と最も高く、次いで「高齢による衰弱」が15.6%、「心臓病」が12.3%となっています。



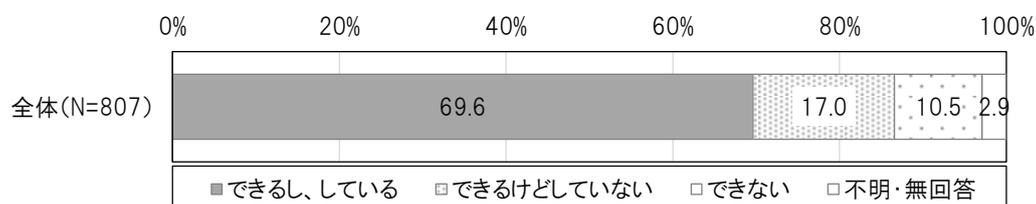
### ③主にどなたの介護、介助を受けていますか(複数回答)

主な介護・介助者についてみると、「配偶者(夫・妻)」が26.8%と最も高く、次いで「娘」「介護サービスのヘルパー」が19.6%となっています。



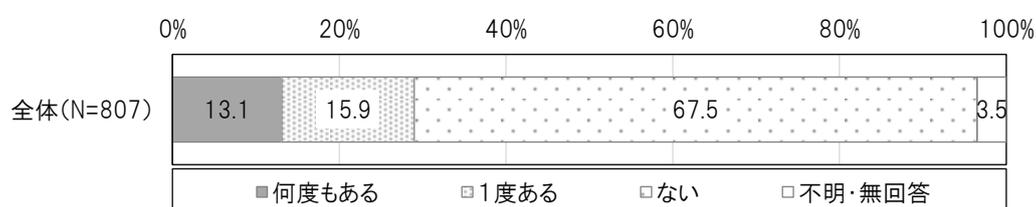
#### ④15分位続けて歩いていますか

15分位続けて歩いているかについてみると、「できるし、している」が69.6%となっています。その一方で、「できない」が10.5%となっています。



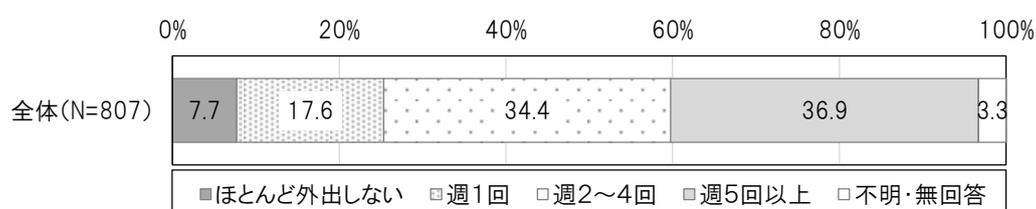
#### ⑤過去1年間に転んだ経験がありますか

過去1年間に転倒した経験についてみると、「ない」が67.5%と最も高く、次いで「1度ある」が15.9%、「何度もある」が13.1%となっています。



#### ⑥週に1回以上は外出していますか

週に1回以上の外出についてみると、71.3%の人が「週2～4回」または「週5回以上」と回答しています。その一方で「週1回」が17.6%、「ほとんど外出しない」が7.7%となっています。



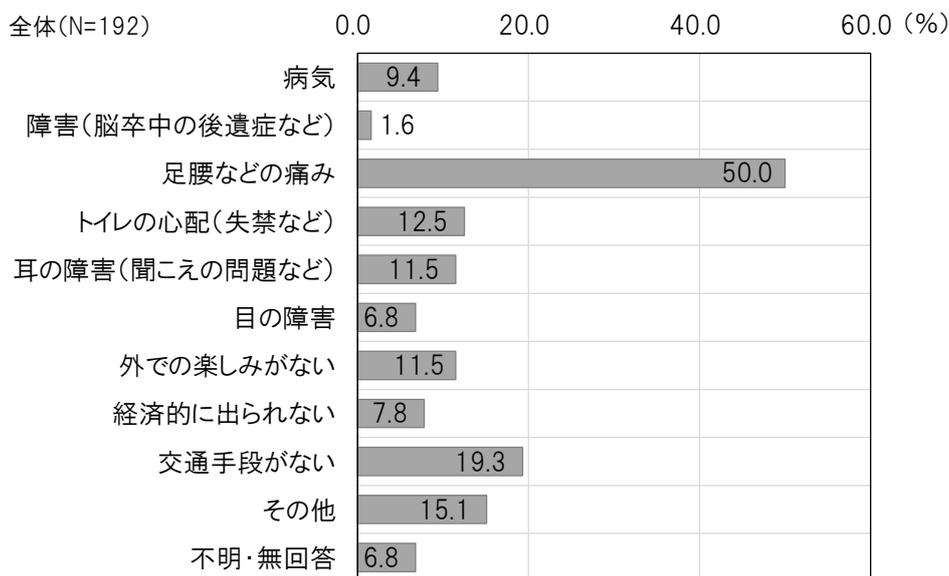
#### ⑦昨年と比べて外出の回数が減っていますか

72.2%の人が「あまり減っていない」または「減っていない」と回答しています。その一方で「減っている」が21.3%、「とても減っている」が3.1%となっています。



⑧外出を控えている理由は次のどれですか（複数回答）

外出を控えている人の理由についてみると、「足腰などの痛み」が50.0%と最も高く、次いで「交通手段がない」が19.3%、「その他」が15.1%、「トイレの心配（失禁など）」が12.5%、「外での楽しみがない」「耳の障害（聞こえの問題など）」がともに11.5%となっています。

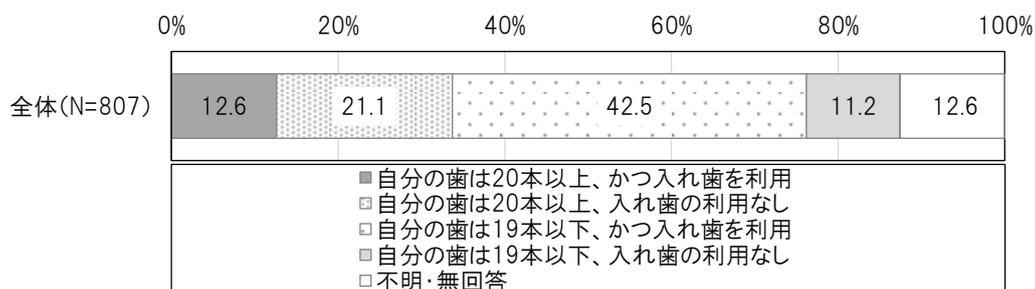


■主なその他回答

内容	類似回答数
感染症(コロナウイルス)対策	16
配偶者の状態	2

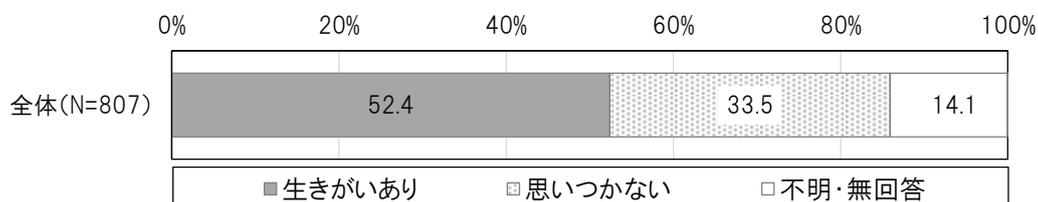
⑨歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください（成人の歯の総本数は、親知らずを含めて32本です）

「自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用」と回答した人が42.5%と最も高くなっています。



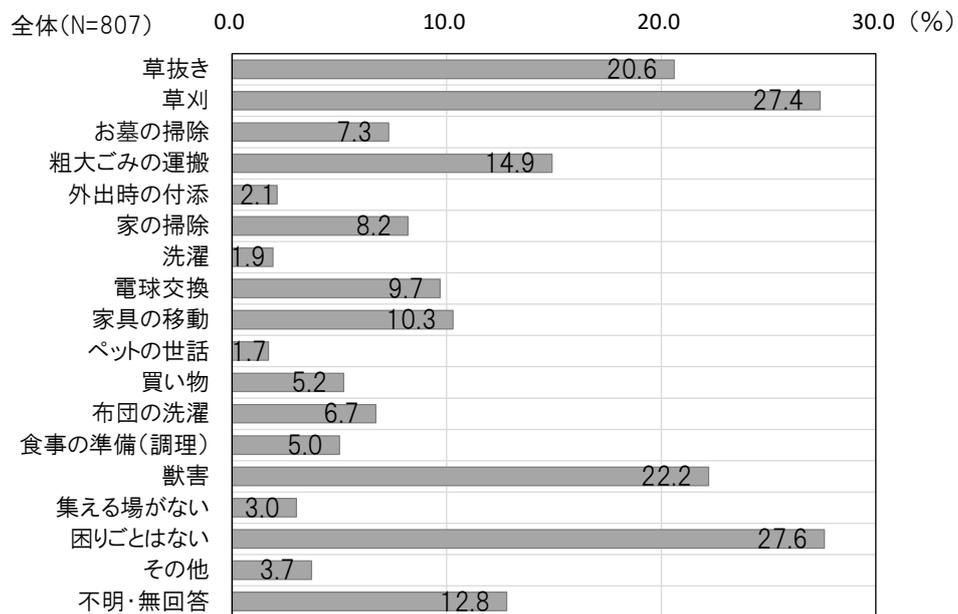
⑩生きがいがありますか

生きがいの有無についてみると、「生きがいあり」が52.4%、「思いつかない」が33.5%となっています。



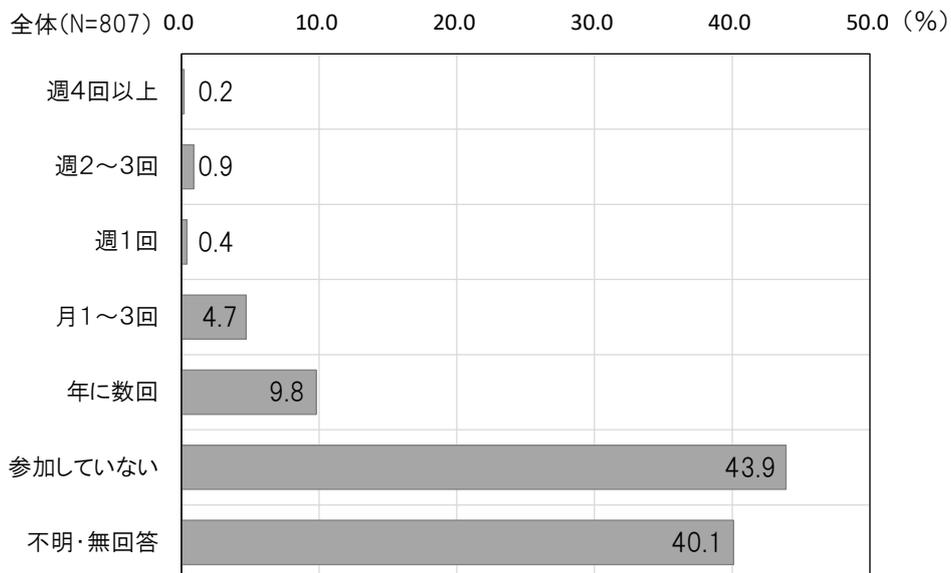
⑪日頃、困っていることを以下の中から選んでください（複数回答）

日頃の困りごとについてみると、「困りごとはない」が27.6%と最も高く、次いで「草刈」が27.4%、「獣害」が22.2%、「草抜き」が20.6%となっています。



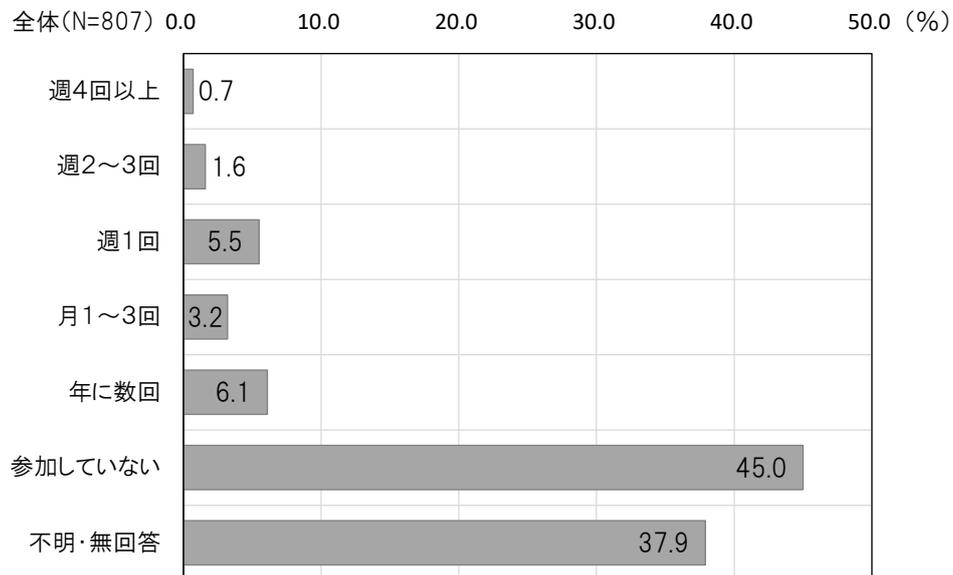
⑫ボランティアのグループへの参加状況

ボランティアのグループへの参加状況についてみると、「参加していない」が43.9%と最も高く、次いで「年に数回」が9.8%、「月に1～3回」が4.7%となっています。



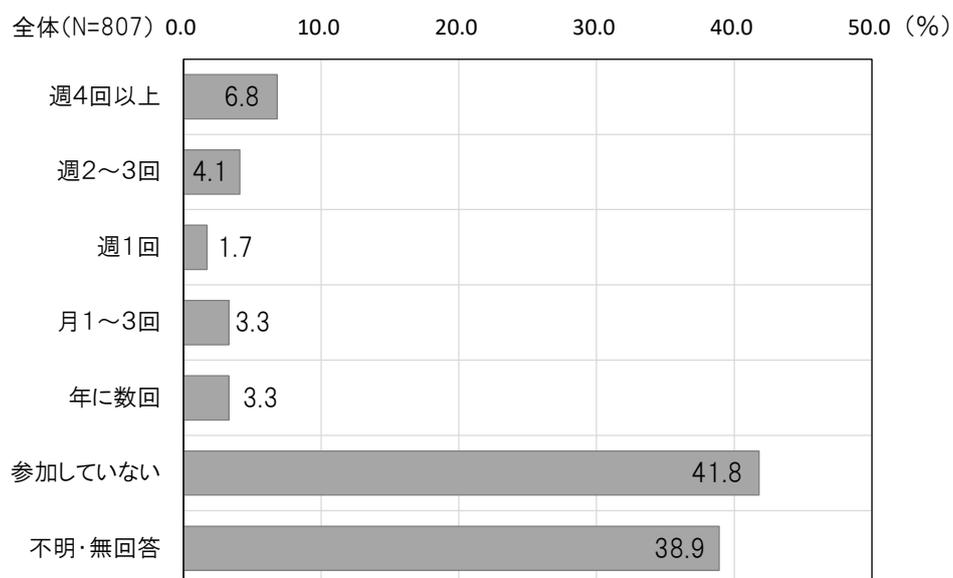
### ⑬介護予防のための通いの場への参加状況

老人クラブへの参加状況についてみると、「参加していない」が45.0%と最も高く、次いで「年に数回」が6.1%、「週1回」が5.5%となっています。



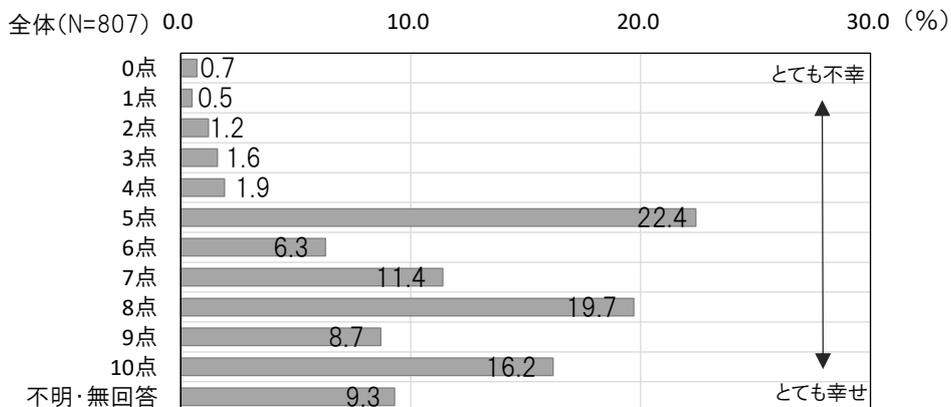
### ⑭収入のある仕事への参加状況

収入のある仕事への参加状況についてみると、「参加していない」が41.8%と最も高く、次いで「週4回以上」が6.8%、「週2～3回」が4.1%、「年に数回」「月1～3回」が3.3%となっています。



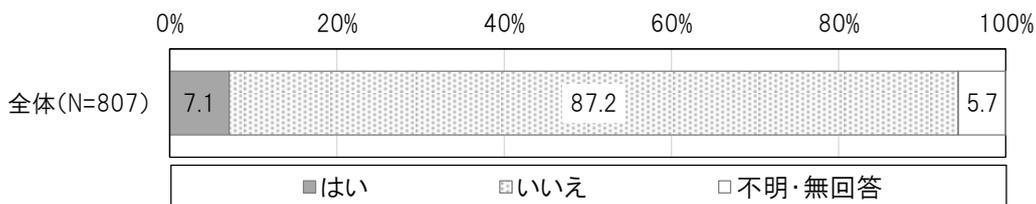
⑮あなたは、現在どの程度幸せですか（「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、ご記入ください）

10点満点で回答する主観的な幸福感についてみると、6点以上を回答した人が62.3%、4点以下を回答した人は全体の5.9%となっています。



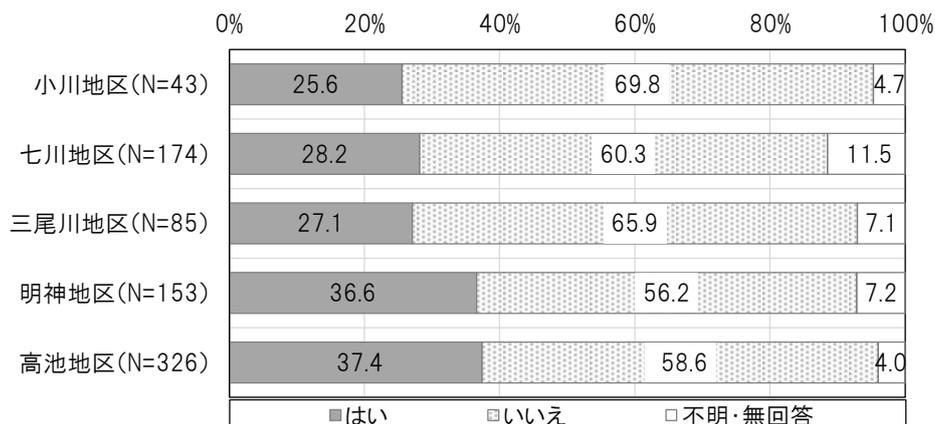
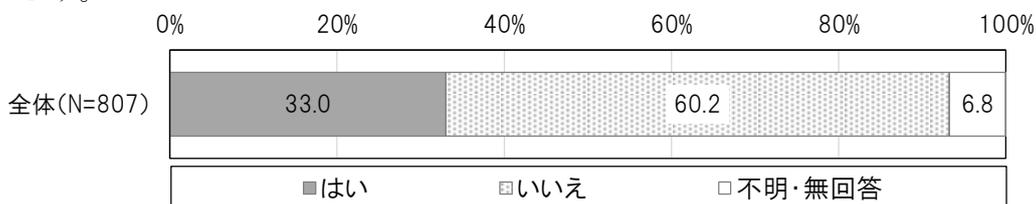
⑯認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについてみると、「いいえ」が87.2%、「はい」が7.1%となっています。



⑰認知症に関する相談窓口を知っていますか

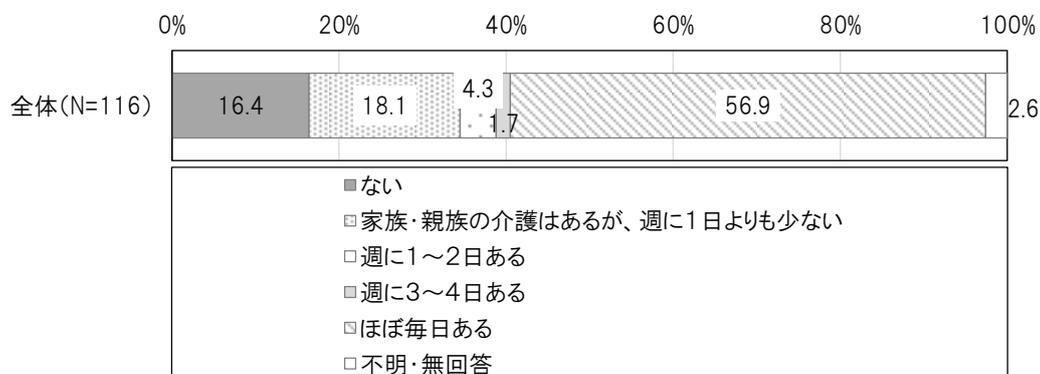
認知症に関する相談窓口を知っているかについてみると、「いいえ」が60.2%、「はい」が33.0%となっています。



## (2) 在宅介護実態調査

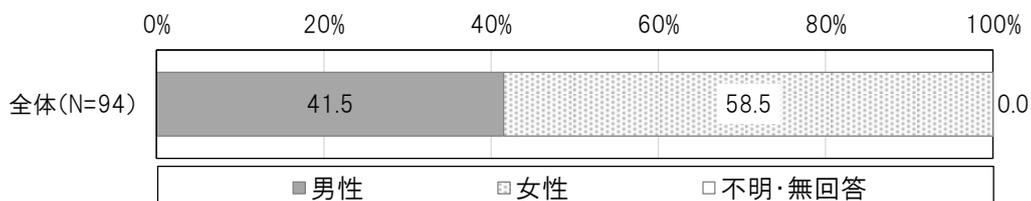
### ①家族や親族からの介護の頻度

家族や親族からの介護が週にどのくらいあるかについてみると、「ほぼ毎日ある」が56.9%と最も高く、次いで「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」が18.1%、「ない」が16.4%となっています。



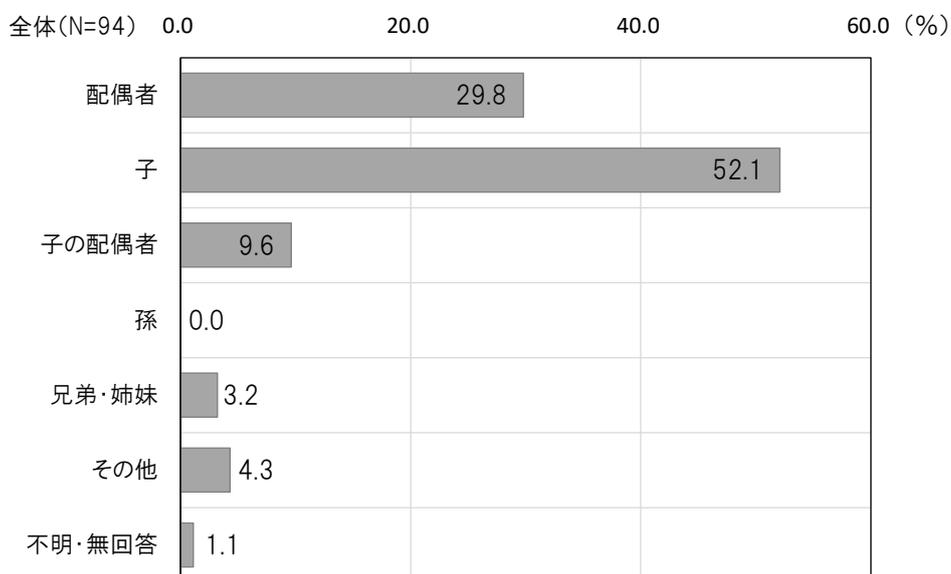
### ②主な介護者の性別

主な介護者の性別についてみると、「女性」が58.5%、「男性」が41.5%となっています。



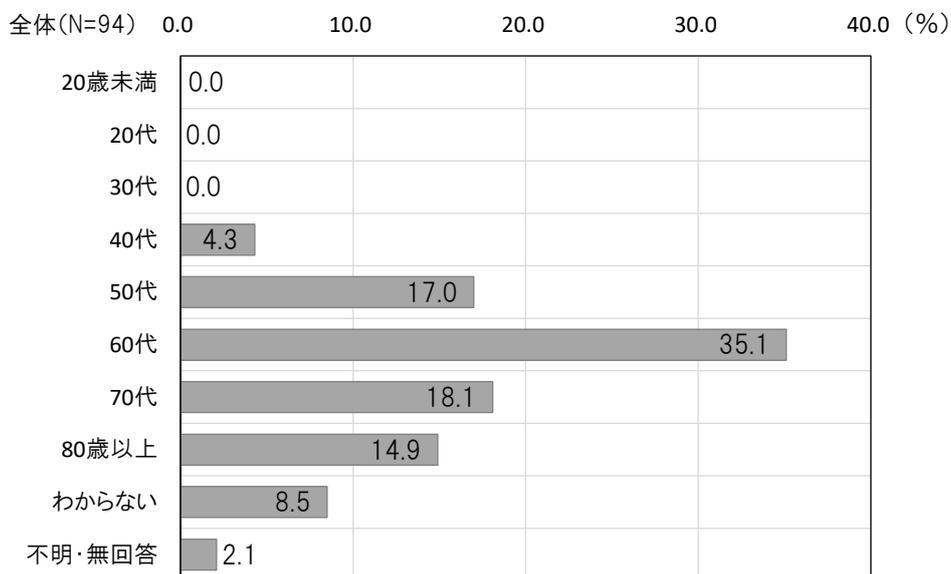
### ③主な介護者

主な介護者の方についてみると、「子」が52.1%と最も高く、次いで「配偶者」が29.8%、「子の配偶者」が9.6%となっています。



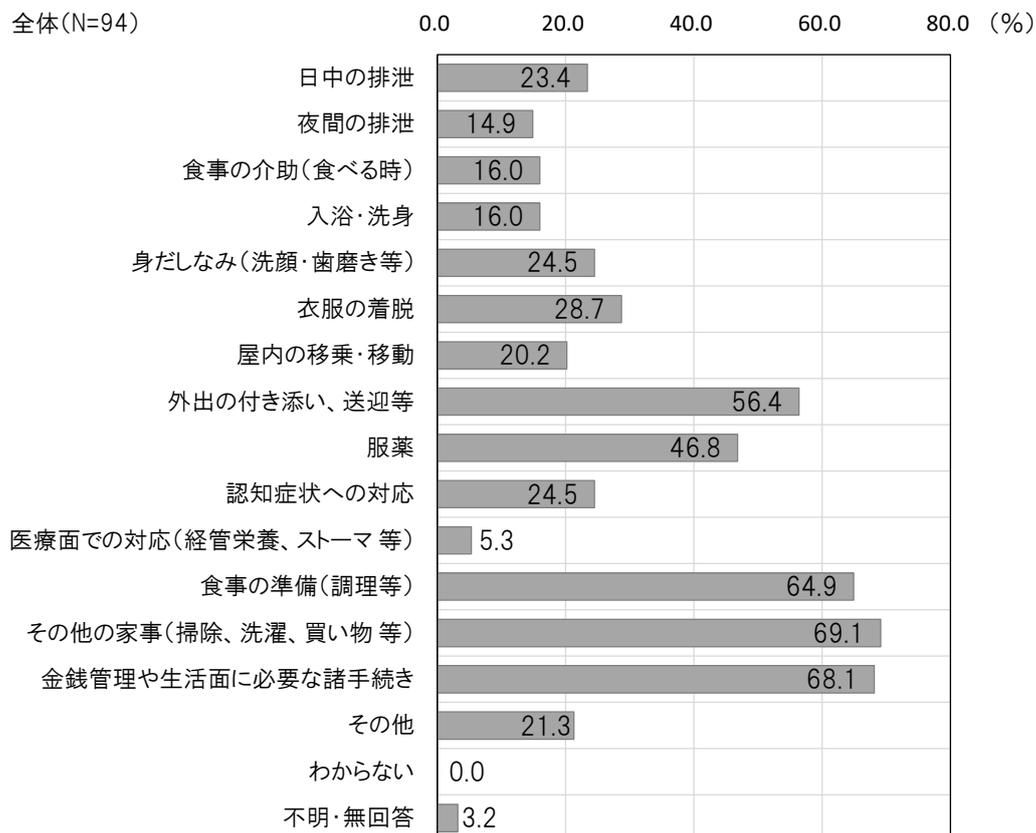
#### ④主な介護者の年齢

主な介護者の年齢についてみると、「60代」が35.1%と最も高く、次いで「70代」が18.1%、「50代」が17.0%となっています。



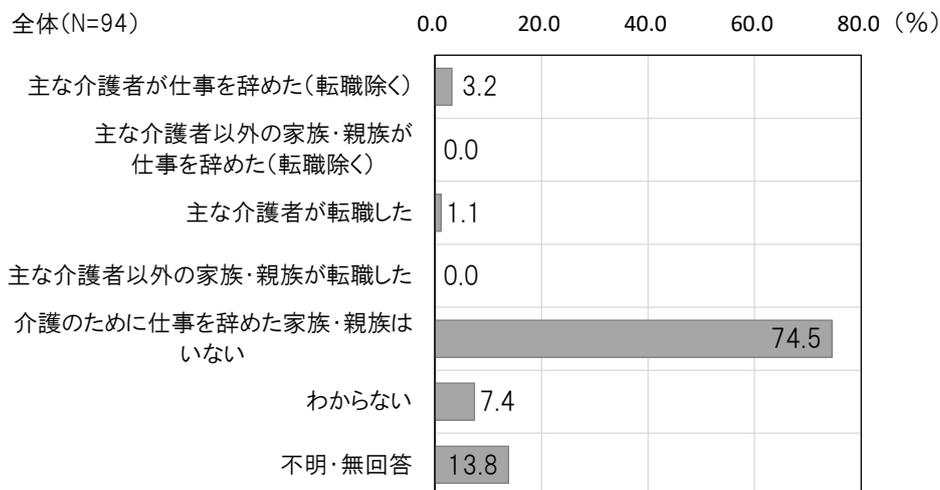
#### ⑤主な介護者が行っている介護等(複数回答)

主な介護者が行っている介護についてみると、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が69.1%と最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が68.1%、「食事の準備(調理等)」が64.9%となっています。



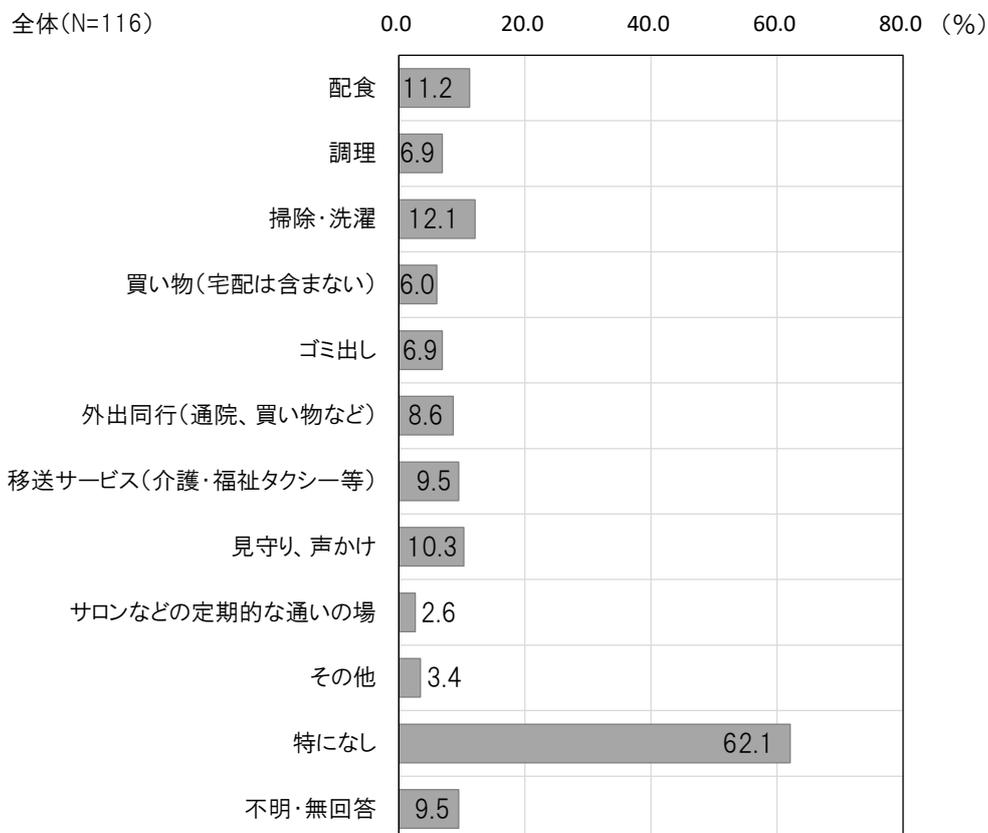
### ⑥介護を主な理由に、過去1年間で仕事を辞めた人の有無

家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年間に仕事を辞めた人はいるかについてみると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が74.5%と最も高くなっています。



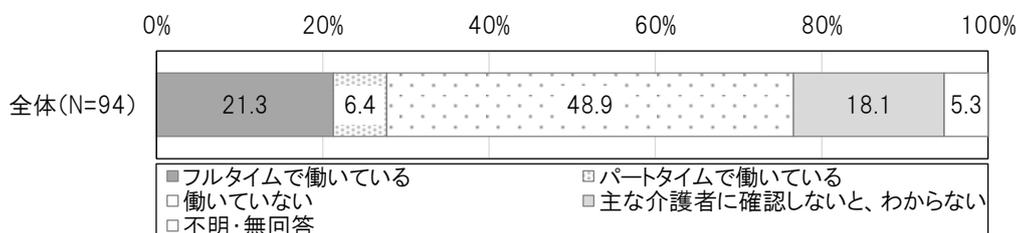
### ⑦在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)

在宅生活の継続に必要と感じる支援やサービスについてみると、「特になし」が62.1%と最も高く、次いで「掃除・洗濯」が12.1%、「配食」が11.2%となっています。



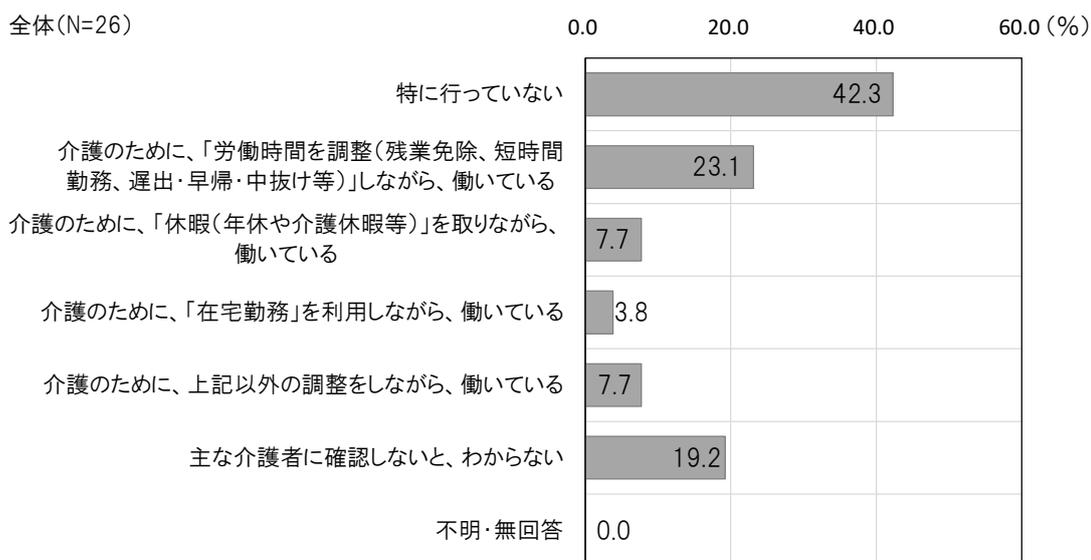
### ⑧主な介護者の方の勤務形態

主な介護者の現在の勤務形態についてみると、「働いていない」が48.9%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が21.3%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が18.1%となっています。



### ⑨主な介護者の働き方の調整方法(複数回答)

主な介護者は、介護をするにあたって、働き方の調整等をしているかについてみると、「特に行っていない」が42.3%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」が23.1%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が19.2%となっています。



## 5. 日常生活圏域の状況

本町では、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して、町全体を1圏域として各サービス等の提供を図ることとしています。

なお、圏域を構成する各地区の現状は以下の通りです。

地区	人口(人)	高齢者人口(人)		高齢化率(%)		備考
		前期高齢者人口(人)	後期高齢者人口(人)	前期高齢者人口割合(%)	後期高齢者人口割合(%)	
七川地区	393	284		72.3		佐田、添野川、平井、下露、西川、成川、松根
		76		19.3		
		208		52.9		
三尾川地区	280	153		54.6		洞尾、蔵土、三尾川、端郷、松の前、真砂、長追、南平
		54		19.3		
		99		35.4		
小川地区	119	93		78.2		山手、椎平、長、滝の拝、宇筒井、大桑、西赤木、田川、小森川
		38		31.9		
		55		46.2		
明神地区	574	302		52.6		高瀬、川口、直見、中崎、明神、潤野、大柳、一雨、鶴川、立合、立合川、相瀬、峯
		130		22.6		
		172		30.0		
高池地区	1,224	548		44.8		高池下部、高池上部、池野山、楠、宇津木、月野瀬
		245		20.0		
		303		24.8		
計	2,590	1,380		53.3		
		543		21.0		
		837		32.3		

資料：住民基本台帳（令和2年8月末）

※この表は、四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります。

## 第3章 基本理念と基本目標

### 1. 計画の基本理念

高齢化がすすむ中、高齢者の増加とともにライフスタイルやニーズがさらに多様化していくことが予想されます。高齢期を迎えても、それぞれの人が培ってきた豊富な知識や経験、特技を地域社会に生かすことができる環境づくりとともに、お互いに助け合い支え合える地域づくりが必要です。

その一方で、要介護者の増加に伴って、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、町民や関係する様々な事業者等と連携し、高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムを着実に推進していく必要があります。

本町の高齢化率は、令和2年で53.3%となっており、高齢化は、今後もさらに進展することが予想され、非常に深刻な問題となっています。

本計画は、これらの状況や第7期計画における取組や成果を踏まえつつ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えたものである必要があるため、本町の基本理念である

#### **「生きがいを持ち健やかに、いつまでも安心して暮らせる町 古座川」**

を実現するため、4つの基本目標と3つの重点取組を設定し、高齢者福祉施策を推進します。

### 2. 基本目標

#### (1) 高齢者を支える体制づくり

高齢者を支える体制づくりをめざし、必要な支援を地域の中で包括的に提供できるよう、地域包括ケアシステムをさらに推進します。そして、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍する地域共生社会を念頭に、地域住民や行政、関係機関と協働し、地域や個人が抱える生活課題を様々な方法で解決する「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を強化します。

また、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備をより一層推進するため、関係者間の情報共有やネットワークの構築、地域資源の掘り起こし、ボランティア等の地域活動の担い手の育成等、地域の生活支援や介護予防サービスの提供体制を強化します。

その他、高齢者の生活を資するサービスや介護に取り組む家族等への支援も引き続き充実を図っていくことで、高齢者を支える体制をより一層強化します。

## (2) いつまでも元気な健康づくり

いつまでも元気な健康づくりをめざし、健診や様々な場による啓発活動を行い、健康増進と介護予防を推進します。その一環として、健康寿命の延伸に向けた取組や健康づくり運動の推進、食と歯、口腔の健康づくりを強化します。

また、健康相談や健康教育、訪問指導事業の充実も図ることで心身ともに生涯にわたり継続的な健康づくりを推進します。

令和2年度に発生した、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、感染症対策や感染症流行下における災害発生時の避難所の運営に係る体制整備等の、支援体制を確保します。

## (3) 生涯現役、生きがいづくり

生涯にわたって生きがいを持って活動することができる場を提供していくことで、たとえ病気や障害を持っていても、地域の住民が充実した日々を過ごせるまちづくりをめざします。場を提供するだけでなく、自主的な学習やグループの立ち上げが活性化するような支援や活動も行います。

本町では、養蜂や農作業、園芸等の野外で行う作業に生きがいを持って活動されている方も多く、それらの活動の鳥獣被害の軽減を図ることで生きがいを守るなど側面からの支援も積極的に行います。また、世代間交流を活性化することで高齢者の孤立化を防ぐとともに活躍の機会や役割の創出につなげます。

高齢者の雇用や就業についても、シルバー人材センターの充実を図り、生きがいの創出や地域社会の活性化をめざします。その他、事業者にも働きかけていくことで元気高齢者の就労を支援します。

## (4) 安心して暮らせるまちづくり

いつまでも安心して暮らせるまちづくりをめざし、認知症施策を強化し推進します。認知症になった方を支援するだけでなく、地域の住民への啓発を強化するなど地域一体として取り組みます。また、認知症の家族等介護者への支援も強化し、家族等介護者の介護負担の軽減を図ります。その他、権利擁護の取組や若年性認知症対策の推進、認知症バリアフリーの推進も行います。

高齢者にやさしいまちづくりの推進として、公共交通機関が乏しい本町では、移動に関するニーズが高く、移動手手段の確保に努めます。また、地域での見守りの強化や多様な住まいの安定的な確保にも努め、地域の住民がいつまでも安心して暮らせるまちづくりの取組を強化します。

### 3. 計画の重点取組と達成指標

本町の基本理念及び基本目標の実現に向け、3つの重点取組と目標値を定め、課題を着実に改善していくことで、いつまでも安心して暮らせるまちづくりをめざします。

#### (1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

心身ともにいつまでも元気に健康で過ごせるよう、高齢者の介護予防、自立支援、重度化防止に向けた取組を充実・推進します。

##### ①筋力トレーニング教室

筋力トレーニング教室では、全身のストレッチ体操や踏台を使用した昇降運動や筋力トレーニングを行います。教室に継続して参加している人と中止した人では、要介護認定率に明らかな差がみられることから、会員数の増加と加入割合の向上を図り、元気高齢者を増やします。

また、出前講座時に広報をしたり、介護保険被保険者証の発行時にチラシを折り込んだりするなど、筋力トレーニングの周知・広報に努めます。

	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
65歳以上人口(人)	1,418	1,395	1,381	1,328	1,292	1,265
会員数(人)	100	90	78	80	85	90
加入割合(%)	7.1	6.5	5.6	6.0	6.6	7.1

##### ②いきいき百歳体操

いきいき百歳体操では、手足に重りバンドを巻き、椅子に座ってDVDを見ながら筋力運動等を行います。初回から4回まではスタッフ指導のもと行い、その後は参加者の自主教室として開催を継続します。筋力トレーニング教室と並行して取り組むことで、元気高齢者のさらなる増加をめざします。

また、今後は自主開催地区の拡大も視野に入れた検討を行います。

	目標値		
	R3年度	R4年度	R5年度
実施数(か所)	4	6	8

### ③通いの場の充実

これからの介護予防にあたっては、住民運営の通いの場を充実させ、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりや、高齢者の生活機能の維持といった視点から推進していく必要があります。

地域住民の方が主体となって、新たな場を立ち上げる場合の立ち上げ費用や、継続費用を助成する制度を整備することで、地域の通いの場の充実に取り組みます。

	目標値		
	R3年度	R4年度	R5年度
実施数(か所)	2	4	6

### ④ふれ愛カフェ・よりみち

歩いていける距離の集いの場として、介護予防の内容を取り入れた手芸や、脳トレ等のレクリエーションを行っています。平成 30 年度より、実施主体を社会福祉協議会に移行し、週に 2 回実施しています。

今後は、生活支援コーディネーターや関係機関等と連携し、開催を支援するとともに、参加者が継続して参加できるような事業運営を行い、参加者数の維持・増加に努めます。

	実績値		見込み	目標値		
	H30 年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
開催回数(回)	94	85	27	140	140	140
参加人数(人)	1,299	1,408	293	1,400	1,400	1,400

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業休止期間あり  
代替取組として、移動型のカフェを開催

### ⑤地域ケア会議の開催

介護・福祉・保健及び医療等の多機関、多職種が地域における多様な社会資源の統合調整を行い、困難事例や広域的な課題等について検討し、支援体制を統合的に調整、推進します。

	実績値		見込み	目標値		
	H30 年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
個別会議 開催回数(回)	0	2	1	2	3	3
推進会議 開催回数(回)	1	1	1	1	1	1

## (2) 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、「共生」と「予防」の視点から各種取組の強化を図ります。

### ①認知症サポーターの養成及びステップアップ講座の開催

町全体での認知症への理解の促進と見守りネットワーク強化の一環として、認知症サポーターキャラバンの取組を実施しています。不足する人材や社会資源を最大限に活用するために、引き続き認知症サポーターキャラバンの養成に取り組み、サポーターに対してはステップアップ講座を開催していくことで、チームオレンジの設置をめざします。

	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数(回)	0	6	2	5	7	9
受講者数(人)	0	105	20	50	70	90

### ②認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉の専門家等、だれでも気軽に集える場所として、「ふれ愛カフェ・よりみち」内にて開催しています。開催の頻度を増やすことで、認知症への理解の促進と、受講者数の増加をめざし、認知症カフェの取組を強化します。

	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開催回数(回)	0	7	2	12	12	12
受講者数(人)	0	158	20	120	120	120

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業休止期間あり

### ③認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを高齢者相談センター（地域包括支援センター）に配置し、アセスメント、体調管理、環境改善、家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活を支援します。

	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象者数(人)	3	3	3	3	3	3

#### ④認知症地域支援推進員

地域の实情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援を担うとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を、高齢者相談センター（地域包括支援センター）と社会福祉協議会に配置し、認知症支援施策をさらに推進します。

#### ⑤認知症ケアパスの周知・普及

認知症の症状に応じて受けられる支援内容や相談機関等、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパスの周知・普及を図ります。

#### ■認知症ケアパス（認知症の症状に応じた支援内容）

		古座川町 認知症の症状に応じた支援内容 古座川町地域包括支援センター (TEL: 0735-67-7611)			
		予備群	軽度認知症	中等度認知症	重度認知症
日常生活	☆普通の生活には困らない	<ul style="list-style-type: none"> <li>大事な約束を忘れることがある</li> <li>慣れない場所や慣れない状況でこれまでしないようなミスをする</li> <li>これまでと何か違うことに内心不安を感じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>しまい忘れや置き忘れが多くなる</li> <li>人や物の名前が出てこない</li> <li>日にちや時間を間違える</li> <li>不安で何度も確認してしまう</li> <li>ひとりで居ると不安になる</li> <li>今までしていた趣味が楽しくない</li> <li>外出をすることが億劫に感じる</li> <li>間違いを指摘されるとカッとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ついさっき言ったことを数分後に忘れる</li> <li>どの服を着ればいいのかわからない</li> <li>お風呂に入るのが億劫になる</li> <li>道がわからない</li> <li>なんとなく落ち着かなくイライラする</li> <li>周りの目が妙に気になり疑い深くなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆常に誰かの助けが必要になる</li> <li>うまく自分の気持ちを伝えられない</li> <li>服の着方がわからない</li> <li>一人での入浴が難しくなる</li> <li>排泄での失敗がある</li> </ul>
	支援の分類				
社会参加・仲間づくり		公民館教室/ 婦人教室/ 男性の料理教室/ 地域の趣味活動 ボランティア活動（老人クラブ/婦人会/ボランティア教室/食生活改善推進活動/認知症サポーター） 住民主体のサロン（ふれあいいきいきサロン）			
		筋トレ教室（わかやまシニアエクササイズ）/いきいき百歳体操			
介護予防・悪化予防		介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）			
		運動教室 よろず巡回訪問 地域包括 / ふれあいカフェ・よりみち（集会所単位で巡回） 社協			
福祉サービス		見守り事業/ 食の自立支援事業（配食サービス）/ 地域助け合いサービス/ 住環境整備事業/ 福祉用具貸与			
		緊急通報装置貸与事業			
地域を見守る		民生委員/ 区長/ 認知症サポーター/ 消防団			
		災害時要援護者登録/ 緊急医療情報キット（レスキューボット）設置			
権利を守る		日常生活自立支援事業			
		任意後見 成年後見制度（補助）	成年後見制度（補佐）	成年後見制度（後見）	
介護サービス		訪問介護 通所介護/リハビリテーション 訪問看護（看護師・理学療法士） 短期入所/療養介護 住宅改修 福祉用具貸与/購入 居宅療養管理指導 地域密着型 施設への入所			
医療サービス		専門医診療（診療所）・かかりつけ医・認知症サポート医 または 認知症疾患医療センター			

### ⑥認知症高齢者等見守りQRコード活用事業

認知症によって所在不明になる高齢者を対象に、衣類や靴等に貼る「見守りQRコードシール」を交付し、早期に発見・保護できるよう関係機関と連携することで、事故の防止や見守り体制の構築に取り組みます。

	見込み	目標値		
	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
登録者数(人)	1	1	2	3

### (3) 人材確保の取組の強化

介護を必要とする高齢者の増加や介護ニーズに対応するため、介護人材の定着及び育成を図る取組を継続的に実施します。

具体的には、個人に向けた支援のみではなく、介護人材の育成・強化について取組を行う法人に向けた支援も検討します。

	目標値		
	R3年度	R4年度	R5年度
整備した制度	1	1	1
育成・強化につながった人数(人)	5	5	5

## 4. 施策体系

基本理念	基本目標	施策の展開	主な取組・事業
<b>生きがいを持ち健やかに、いつもまでも安心して暮らせる町 古座川</b>	<b>高齢者を支える体制づくり</b>	<b>地域包括ケアシステムの 深化・推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の推進</li> <li>・地域包括支援センターの運営</li> <li>・在宅医療・介護連携の促進</li> <li>・適切なりハビリテーションの提供体制の構築</li> <li>・地域共生社会の実現</li> <li>・保健福祉センターの機能強化</li> <li>・地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上</li> </ul>
		<b>生活支援事業の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターの配置</li> <li>・協議体の設置</li> <li>・高齢者の生活支援事業</li> <li>・介護に取り組む家族等への支援の充実</li> </ul>
	<b>いつまでも元気な 健康づくり</b>	<b>健康増進と介護予防 の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病の予防とがん検診</li> <li>・マルチマーカー（健康データ分析支援ソフト）の有効活用</li> <li>・健康寿命の延伸に向けた健康づくり</li> <li>・健康づくり運動の推進</li> <li>・食と歯、口腔の健康づくり</li> </ul>
		<b>保健事業の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談の充実</li> <li>・健康教育の充実</li> <li>・訪問指導事業</li> <li>・感染症対策の推進</li> </ul>
	<b>生涯現役、 生きがいづくり</b>	<b>生きがいづくりの推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の文化・スポーツ活動の活性化</li> <li>・老人クラブの活性化</li> <li>・鳥獣被害の軽減</li> <li>・世代間交流の活性化</li> </ul>
		<b>雇用・就業対策の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センターの充実</li> <li>・事業者への情報発信と高齢者の就労支援</li> </ul>
	<b>安心して暮らせるまちづくり</b>	<b>認知症支援と 権利擁護の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症初期集中支援チーム事業の推進</li> <li>・認知症地域支援推進員</li> <li>・認知症の家族等介護者への支援の強化</li> <li>・認知症サポーターの養成</li> <li>・キャラバン・メイトの養成</li> <li>・認知症ケアバスの周知・普及</li> <li>・権利擁護のための取組</li> <li>・若年性認知症対策の推進</li> <li>・認知症バリアフリーの推進</li> </ul>
		<b>高齢者にやさしい まちづくりの推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動環境の整備</li> <li>・多様なニーズに対するサービスの確保</li> <li>・移動販売事業者との協力</li> <li>・高齢者への見守りネットワークの強化</li> <li>・要援護者台帳による情報共有</li> </ul>

## 第4章 施策の展開

### 1. 高齢者を支える体制づくり

#### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

##### ①地域ケア会議の推進

古座川町では、地域課題や個別ケースについて困難事例等を「個別会議」で検討し、それらの課題を「コアメンバー会議」に集積、地域課題の抽出を行い、課題解決に向けた具体的な事業の実施につなげています。それらの地域課題を整理・調整し地域に必要な取組を明らかにして、施策や政策の検討を「推進会議」で行います。

##### ■令和2年度実績 地域ケア会議 開催回数・参加者数

	開催回数(回)	参加者数(人)
個別会議	1	5
コアメンバー会議	1	5
推進会議	1	15

##### ◆個別会議

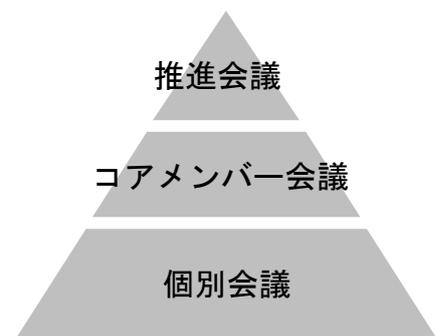
よりよい福祉サービスの提供を図るため、高齢者相談センター（地域包括支援センター）が主催し、困難事例や介護予防の個別検討を通して、マネジメント力の向上やネットワーク構築をすすめるとともに、地域課題の把握、整理を行い、「コアメンバー会議」につなげます。また、多職種が協働して参加することで、ケアマネジメントを総合的に支援します。

##### ◆コアメンバー会議

個別会議で上がってきた地域課題の整理を行うことで、推進会議の運営を円滑にして、まちの課題を解決できる具体的な事業の実施につなげます。

##### ◆推進会議

町が主体となり開催している会議で、地域に必要な取組を明らかにして、施策や政策の検討を行います。



## ②地域包括支援センターの運営

本町ではこれまでに、地域ケア会議の開催や認知症施策推進事業等の各種事業を顔の見える関係を構築し地域包括ケアシステムの確立に向け、効果的に運営してきました。

しかし、高齢化がすすむ中で人材不足は深刻となっており、人材確保が課題となっています。

今後は、地域包括支援センターの体制強化を図るため、不足するマンパワーを補う専門職や事務職の配置を含めた体制整備や効率的な運営による業務の軽減等、効果的な施策を検討し推進します。

## ③在宅医療・介護連携の促進

### ◆地域の医療・介護の資源の更新

在宅医療・介護連携の情報を更新し、地域包括支援センターや地域の医療機関・介護事業所をはじめ、広域の医療機関にも配布し、在宅医療相談や町内の医療機関との連携に活用します。

### ◆在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

在宅医療・介護連携に関する情報共有のルール策定や切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築、医療・介護のネットワークづくり等、地域ケア会議の場等を利用して、引き続き課題の抽出と対応策を検討します。

### ◆切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

在宅医療を望む高齢者が適切な医療ケアや介護サービスを受けるため、地域の医療機関と介護事業所の連携を深め、在宅医療と在宅介護を一体的に提供する仕組みの構築をめざします。また、地区の医療機関や介護事業所だけでなく、広域的な医療と介護のネットワーク構築に取り組みます。

### ◆医療介護関係者の情報共有の支援

医療機関と介護事業所の連携を深めるためには、お互いの情報を共有することが重要です。既存の情報共有ツールの更新や新たなツールを活用しながら情報共有を支援します。

### ◆在宅医療・介護連携に関する相談支援

相談窓口に寄せられる様々な相談に応じるため、地域包括支援センターの担当者と医療機関との意見交換会や専門職との研修会等を開催し、地域の医療機関と介護事業所との連携を深めます。

### ◆医療・介護関係者の研修

地域の医療、介護関係者の連携を推進するために、多職種が連携した研修会を開催し、地域における役割、特徴等の共有を図ります。

### ◆住民への普及啓発

住み慣れた場所で医療や介護を受けながら生活する在宅医療について普及を図るため、講演会の開催やパンフレットを作成・配布します。

## ◆在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

近隣の関係市町村が協力して、関係部局、医師会等の医療関係団体及び介護の関係団体、医療・介護関係者、県の関係部局等が参画する会議を開催し、共通の情報共有の方法等、広域連携が必要な事項について地域の実情に応じて検討する事業です。

本町では、串本圏域と新宮圏域において「退院支援ルール」を策定しており、在宅医療・介護連携体制を構築しています。

## ④適切なリハビリテーションの提供体制の構築

適切なリハビリテーションが提供されるよう、リハビリ専門職の連携体制の構築を支援し、リハビリ専門職との連携を図ります。また、研修や事例検討会を通じて医療職や介護職にも、リハビリの正しい知識を広めます。

## ⑤地域共生社会の実現

福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現することが必要です。

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる仕組みが求められています。

今後は、地域共生社会の実現に向けた具体策の検討を加速するため、協議体の活用や検討会を開催し、地域格差が起きないような施策展開に努めます。

## ⑥保健福祉センターの機能強化

保健福祉センターでは、診療所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、役場（健康福祉課）が同じ建物内にあり、顔の見える関係が構築され情報共有がスムーズにできていて、普段から連携しやすい体制にあるため、地域課題の解決に向けた取組を効率的に行っています。

今後は、世代を超えた連携体制を構築し、より一層の充実を図ります。また、できる限りワンストップで相談を受け付けられる体制を整備します。

## ⑦地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

### ◆多様な人材の参入促進

多様な人材の確保に向けて、広報誌による研修の紹介等、幅広い層の介護分野への就職を促します。

介護の仕事の社会的価値を早い段階で啓発し、小・中学生が将来の職業として考えるきっかけをつくります。職場体験等を通じ、介護の仕事の魅力の発信と興味関心の醸成に努めるほか、保護者や教職員に対しても理解促進を図ります。

### ◆介護職員の離職防止・定着促進

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等につながるよう介護職員の定着支援を推進します。

## ◆介護現場の環境整備と業務の効率化（介護ロボットやICT機器の活用）

介護ロボットやICT機器の導入を補助するなど、介護現場の環境整備と業務の効率化を促進し、生産性向上を図ります。

## （２）生活支援事業の充実

### ①生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、地域の様々な社会資源や地域ニーズを適切に把握し、サービスの開発や担い手の育成、ネットワークの構築、地域ニーズと取組のマッチングを行います。

本町では、1名配置し、活動の場所に出向くなど活動内容や地域ニーズ、社会資源の把握に努めています。

### ②協議体の設置

協議体の設置は、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、町が主体となって「定期的な情報の共有・連携強化の場として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的としています。協議体には、様々な主体の参画を得て地域の課題やニーズを共有することで協働して資源開発をすすめていく役割があります。

本町では、令和元年度に第1層協議体を立ち上げ、生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進してきました。今後は、第2層協議体を設置することで、より地域に根差した生活支援の輪を構築し、身近な困りごとを解決する体制を広げます。

協議体の設置	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
第1層協議体	0	1	1	1	1	1
第2層協議体	0	0	1	1	1	2

### ③高齢者の生活支援事業

#### ◆配食サービス

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯に対し、栄養バランスのとれた食事を提供し、栄養管理や健康維持を図るとともに、安否確認を行い生活の安全を確保しています。

#### ◆外出支援サービス

一人暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯に対し、通院やデイサービスの利用等のための外出を支援するサービスです。

### ◆移動入浴サービス

要介護（要支援）状態にある人が、家庭内で入浴できるよう、週に1～2回入浴車を配車しています。

### ◆福祉用具貸与

寝たきりの高齢者や身体障害者（または世帯）に対して、電動ベッドや車いす、エアーマットを無料で貸与しています。

## ④介護に取り組む家族等への支援の充実

### ◆家族等介護者への相談体制の充実

経済的不安や老老介護、育児や仕事との両立等、心身の健康リスクを抱える家族等介護者の生活の質の向上に資する視点を持ち、要介護者とともに家族等介護者自身が安心した生活を送れるよう、相談支援活動に取り組みます。

### ◆家族介護者慰労手当支給事業

要介護高齢者と同居して、常時その介護に従事している人を慰労するとともに、その負担の軽減を図るため、家族介護慰労手当を支給しています。

家族介護慰労手当 支給事業	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受給者数(人)	5	3	6	6	6	7

### ◆家族介護用品給付事業

在宅の要介護高齢者を介護する家族に、紙おむつ等の介護用品を給付することにより、経済的負担の軽減を図る事業です。

家族介護用品 給付事業	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	47	42	42	41	40	40

### ◆福祉車両貸与事業

外出を容易にし、介護への負担を緩和することを目的に実施している事業です。

福祉車両貸与事業	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	14	7	6	10	9	8

## 2. いつまでも元気な健康づくり

### (1) 健康増進と介護予防の推進

#### ①生活習慣病の予防とがん検診

特定健康診査は、40歳から74歳のすべての被保険者・被扶養者を対象に実施されます。特定健康診査を受診することで、自身の健康状態の把握と健康づくりの意識を高め、生活習慣病の予防、早期発見・早期治療につながります。健診結果から生活習慣の改善が必要と認められた人には、自らの健康状態を正しく理解し、生活習慣改善のための行動目標を自ら設定・実施できるように保健指導を行っています。

今後は、保健指導の利用促進と生活習慣の改善につなげる指導内容の充実を図ります。

がん検診においては、精密検査が必要との診断があった人に対し、個別にその必要性を説明し受診をすすめます。

#### ◆特定健康診査

特定健康診査は、40～75歳未満の医療保険に加入している人を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見を目的に実施しています。受診率向上を図るため、未受診者に対し受診勧奨を行い、また、対象者が受診しやすい環境づくりに努めます。

	H30年度			R元年度			R2年度(見込み)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
特定健康診査	778人	261人	34.0%	704人	252人	35.8%	688人	243人	35.3%

#### ◆各種がん検診

各種がんを早期発見・早期治療を行うことを目的に実施しています。受診率の向上をめざし受診勧奨、啓発を継続して行います。

	H30年度			R元年度			R2年度(見込み)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
胃がん(人)	1,528	105	6.9%	1,528	133	8.7%	1,528	144	9.4%
肺がん(人)	1,578	412	26.1%	1,578	397	25.2%	1,578	425	26.9%
大腸がん(人)	1,578	407	25.8%	1,578	397	25.2%	1,578	448	28.4%
乳がん(人)	956	172	18.0%	956	161	16.8%	956	121	12.7%
子宮頸がん(人)	996	166	16.7%	996	167	16.8%	996	118	11.8%

## ②マルチマーカー（健康データ分析支援ソフト）の有効活用

マルチマーカーの活用により様々な健康データの分析を行い、保健指導等に生かします。特定健康診査の未受診者の分析にも活用し、受診勧奨を効果的に行い、特定健康診査の受診率向上を図ります。

## ③健康寿命の延伸に向けた健康づくり

広報・啓発活動の推進や教室・イベント等の開催により、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という健康づくり意識の高揚を図ります。

## ④健康づくり運動の推進

保健福祉センターを拠点とし、栄養バランス、身体活動・運動、休養・こころの健康、健（検）診の各分野の目標値の達成に向けた健康づくり運動の推進・拡大・定着化を促進します。

## ⑤食と歯、口腔の健康づくり

若い頃からのメタボリックシンドローム予防対策として、必要な栄養素をしっかりと摂る食生活や適切な食習慣、食べる力を維持するための口腔ケアの重要性について、普及啓発に取り組みます。

高齢者の食生活の啓発と低栄養状態の早期発見のために、関係機関と連携し低栄養予防に取り組みます。また、口腔機能を維持することの大切さや口腔の健康と全身の健康との関係等を啓発し関心を高めるなど、食と歯、口腔について正しい知識の普及啓発を推進します。

## (2) 保健事業の充実

### ①健康相談の充実

高齢者相談センター（地域包括支援センター）等と協働し、集会所単位で巡回相談を行っています。相談や集いの場の提供を引き続き行います。

健康相談	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
利用者数(人)	301	303	242	300	350	400

### ②健康教育の充実

生涯にわたり継続的な健康づくりを推進するため、食育やこころの健康づくり、がん予防の講座を開催するなど、子どもから高齢者まで各ライフステージに合わせた内容を取り入れて、食、メンタル面、疾病予防等の各分野からの健康づくりをすすめています。

一般住民対象の講座は、参加メンバーが毎年定着化している傾向があり、新規の方の参加も勧奨していく必要があります。

今後は、各ライフステージや住民の実情に合った内容を企画し啓発することで、自主的な健康づくりの習慣化をめざします。

また、運動は健康維持のためには欠かせないため、運動面からの健康づくりの啓発も強化します。

### ◆乳幼児を対象とした健康教育

親子の楽しい料理教室 (対象:町内小学生親子)	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	27	30	30	対象者の全員参加		
開催数(か所)	1	1	1	1	1	1

食育推進事業 (対象:町内小学5、6年生)	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	2	21	9	対象者の全員参加		
開催数(か所)	1	1	1	1	1	1

虫歯予防啓発活動 (対象:町内保育所 全児対象)	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	59	62	52	対象者の全員参加		
開催数(か所)	2	2	2	2	2	2

◆学童期を対象とした健康教育

がん予防教室 (対象:町内中学3年生)	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	37	19	17	対象者の全員参加		
開催数(か所)	2	1	1	2	1	1

思春期教室 (対象:町内中学2年生)	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	29	35	35	対象者の全員参加		
開催数(か所)	2	2	2	2	2	2

メンタルヘルス啓発事業 (こころの授業) (対象:町内小・中学生)	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	63	42	40	対象者の全員参加		
開催数(か所)	4	2	5	5	5	5

◆成人期を対象とした健康教育

特定保健指導 (お腹すっきりスリム教室)	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	19	16	17	20	20	20
開催数(か所)	6	6	6	6	6	6

腎重症化予防教室 (そらまめ教室)	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数(人)	8	8	8	20	20	20
開催数(か所)	4	4	4	2	2	2

健やか美しくす	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数（人）	21	25	30	35	40	45
開催数（か所）	8	14	8	48	48	48

#### ◆成人・高齢期を対象とした健康教育

メンタルヘルス啓発事業 （リラックス教室）	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数（人）	69	68	70	70	70	70
開催数（か所）	5	5	5	12	12	12

#### ◆ふれあいいきいきサロン

転倒予防や熱中症予防、減塩について、消費者被害等、安心・安全対策や食生活、生活習慣、健康に関する意識の向上等を目的とした内容で、介護予防に関する講話を開催しています。

ふれあいいきいき サロンの講話実績	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
参加者数（人）	265	266	0	180	180	180
開催数（か所）	13	17	0	8	8	8

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業休止

#### ③訪問指導事業

寝たきりや認知症、健康診断後の要指導者に対して、保健師が家庭を訪問して保健指導を行っています。また、後期高齢者に対しての生活習慣病予防の対策として、健診データ等を分析し、医療機関と連携した個別訪問も検討します。

#### ④感染症対策の推進

感染のおそれがある疾病の発生や蔓延を予防するため、新型コロナウイルス感染症や結核、肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

### 3. 生涯現役、生きがづくり

#### (1) 生きがづくりの推進

##### ①高齢者の文化・スポーツ活動の活性化

###### ◆文化活動の充実

地域の歴史にふれるなど、地域の特性を考慮して学習内容や実施時期を調整し、学習機会の提供を行っています。

今後も引き続き、学習の成果を積極的に発揮していける機会の提供に取り組みます。

###### ◆スポーツ活動の活性化

本町では、スポーツ大会を開催するなどスポーツ活動の活性化に努めています。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも充実した豊かな生活を送ることができるよう、引き続き事業を実施します。

今後は、自主的なグループの立ち上げを支援するなどスポーツ活動の機会の創出を促進します。

##### ②老人クラブの活性化

老人クラブ連合会	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
クラブ数(団体)	12	12	12	12	12	12
会員数(人)	318	300	290	290	290	290

##### ③鳥獣被害の軽減

町内では、イノシシ、シカ、サルを中心に農作物への被害が発生しています。

本計画の策定にあたり実施したアンケートの中で、生きがいを問う設問のその他回答で「子や孫の成長」の次に「園芸・農業など」が高く、日頃の困りごとを問う設問においても「獣害」が高い割合を示しています。獣害による被害は、高齢者の生産意欲を欠くだけでなく、役割や生きがいを奪われることで活動量の低下を招くことも懸念されるため、被害軽減に向けた対策が必要です。

本町では、平成 29 年度に「古座川町鳥獣被害防止計画」を策定し、農作物や水産資源の保護に向けて獣害の軽減目標を定め、銃器や罠による捕獲、柵の設置等、様々な防止対策を実施しています。

今後は、高齢者の生きがづくりの観点からも、獣害による被害軽減の施策を推進します。

#### ④世代間交流の活性化

高齢化が深刻化している中で、世代間交流を活性化させることは地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多様な活躍の機会と役割の創出につながります。

これまでに、保育所や小学校を主体とした教室やイベントを開催し、地域団体や老人クラブ等との世代間交流を図ってきました。

今後も引き続き事業を実施し、地域の住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援を行います。

### (2) 雇用・就業対策の推進

#### ①シルバー人材センターの充実

シルバー人材センターは、高齢者が仕事を通じて生きがいを得ることと、事業を通じて地域社会の活性化に貢献していくことを大きな目的として運営されています。

本町では、平成30年4月にシルバー人材センターを社会福祉協議会内に設置し、高齢者の経験や技術を生かせる就労環境の確保や、就労に関する情報提供に努めてきました。

今後は、シルバー人材センターの会員数増加をめざし、研修会を開催するなど新規会員の掘り起こしを強化します。

シルバー人材センター	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
会員数(人)	15	22	24	25	26	28

#### ②事業者への情報発信と高齢者の就労支援

老人クラブやシルバー人材センターのほかにも、高齢者が社会参加することができる場が求められており、元気高齢者が活躍できる機会を確保することは重要な課題となっています。

引き続き、事業者への働きかけと情報発信を行い、高齢者が活躍できる場や機会を創出し、高齢者の就労を支援します。

## 4. 安心して暮らせるまちづくり

### (1) 認知症支援と権利擁護の推進

#### ①認知症初期集中支援チーム事業の推進

認知症初期集中支援チームは、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置し、アセスメント、体調管理、環境改善、家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活を支援します。

本町では、平成30年4月に認知症初期集中支援チームを設置し、適宜相談を行っています。

周知については、回覧や広報紙に掲載するなど、地域包括支援センター運営協議会や民生委員の会議でも説明や周知を行っていますが、認知度が低い現状となっています。

今後は、必要な人すべてに認知症初期集中支援チームが認知されるよう、広報に努めます。

#### ②認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務等を行います。

本町では現在、通常業務と兼務で地域包括支援センターに2名、社会福祉協議会に1名配置しています。

社会福祉協議会では、「物忘れ川柳」の募集や表彰を行い、認知症の周知啓発に努めています。また、令和元年6月から社会福祉協議会及び地域包括支援センターが共同して、「ふれ愛カフェ・よりみち」内で月に1回認知症カフェを開催し、地域住民の理解促進を図るとともに、情報交換や仲間づくりの場や、専門職同士の学びの場を提供しています。

今後は、認知症地域支援推進員の役割を広く住民に知られるよう周知啓発の方法を検討します。

#### ③認知症の家族等介護者への支援の強化

家族等介護者の介護負担の軽減を図るため、家族等介護者の居場所づくりや相談支援を強化します。具体的には、仕事や子育てをしながら家族の介護を続けるための情報共有や相談支援、働いている人でも参加しやすい条件での場の提供を検討し実施します。

地域包括支援センターと関係機関が連携して早期の相談や支援につなげ、認知症の家族等介護者の介護負担を軽減します。

#### ④認知症サポーターの養成

町全体での見守り体制の構築や、認知症に対する正しい理解の促進を図るため、地域住民や町内の小中学校で実施しており、現在認知症サポーター数は491名となっています。

今後は、認知症サポーターに対してステップアップ講座を開催し、「チームオレンジ」の設置をめざします。

認知症サポーター	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
開催数(回)	0	6	2	5	7	9
認知症サポーター(人)	0	105	20	50	70	90

#### ⑤キャラバン・メイトの養成

認知症キャラバン・メイトとは、「認知症サポーター養成講座」を行うボランティア講師で、認知症への理解の促進や認知症サポーターの増加をめざし取り組んでいます。キャラバン・メイトには、民生委員や住民の方にも担ってもらい、中学生以上を対象として寸劇を交えながら認知症の対応方法を紹介しています。

キャラバン・メイト	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
キャラバン・メイト(人)	13	14	13	15	15	15

#### ⑥認知症ケアパスの周知・普及

認知症ケアパスの周知・普及がすすんでおらず、今後はケアパスの周知と普及を強化し、適切なケアにつなげます。また、随時ケアパスの内容の検討や充実を図ります。

#### ⑦権利擁護のための取組

##### ◆成年後見制度の利用者支援と周知

認知症等により自己の判断のみで意思決定が困難な高齢者の権利や財産を保護するため、成年後見制度の普及・啓発に努めます。また、福祉サービスの適切な利用や自分で金銭管理や様々な契約について不安のある高齢者等の日常生活を支援します。

##### ◆高齢者虐待防止に向けた取組の強化

町民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を深めるとともに、地域の見守り活動や、地域包括支援センター、民生委員、介護サービス事業者等の協力を通じて、早期発見と未然防止をめざします。また、支援者向けの研修の充実を図るなど、高齢者虐待の防止への相談や、支援技術の向上を図ります。

## ◆日常生活自立支援事業の活用

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用援助等を行います。

引き続き、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の関係機関と連携を強化します。

日常生活自立支援事業	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
延べ利用回数(回)	74	99	110	80	80	80

## ◆消費者被害の防止

広報誌「こしがわ」等、様々な媒体を活用し、消費生活に関する情報や相談事例、悪質商法への対処法等、最新の情報を提供します。また、特殊詐欺被害防止アドバイザーによる出前講座を実施し、最新の手口や被害を未然に防ぐポイントを紹介するなど、啓発活動に引き続き取り組みます。

## ⑧若年性認知症対策の推進

若年性認知症の人とその家族が早期から適切な支援を受けられるよう、保健・医療・介護・労働等の支援関係機関や本人、家族等の当事者グループ等が連携した地域支援ネットワークを構築します。

また、保健・医療・介護・福祉等の関係機関や地域の住民等に対して若年性認知症の理解を促すために広報誌や講座等で周知を図るなど、日常生活での困りごとを実感したときに当事者が孤立することなく、受診・相談の必要性に気づき、早期支援につながるよう、普及啓発に努めます。

## ⑨認知症バリアフリーの推進

多くの認知症の人が、それまでに過ごしてきた当たり前の生活を続けることができず、介護を受ける立場として、周囲に心配をかけないように自宅の中や、施設等での生活を自らが選択していることも多くあります。

令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が示され、その中で、認知症バリアフリーの推進が掲げられました。認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるために、障壁を減らしていくことが目的とされています。

認知症の人、住民、民間事業者等そして地域包括支援センター、社会福祉協議会がチームを組み、地域ごとの実際の生活環境の中で語られるニーズを明らかにし、その対応策案を、様々な形で社会に実装していくことで、認知症バリアフリー社会の実現をめざします。

## (2) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

### ①移動環境の整備

本町は、公共交通機関が乏しく、通院や買い出し等の移動に大変な労力がかかります。

そのため、移動手段の確保策として外出支援サービスや、ふるさとバス事業を実施しています。また、電動車いすの購入費用を助成する事業の実施を予定しており、高齢者の自立支援を強化します。

今後も事業を継続し、ニーズの正確な把握に努めながら、既に実施している事業の見直しや新たな事業の検討・創出等、移動環境の整備に努めます。

### ②多様なニーズに対するサービスの確保

本町では、高齢者の生活ニーズを把握するための調査を随時実施し、多様なニーズへのサービスの確保に努めています。

高齢者がいつまでも安心して暮らせるよう、引き続きサービス整備の検討を行います。

#### ◆養護老人ホーム

環境や経済的な事情から、在宅での生活が困難な高齢者が入所する施設です。

現在、太地町の南紀園を措置入所時に利用しています。

#### ◆古座川町高齢者生活福祉センター（ささゆり）

古座川町高齢者生活福祉センター（ささゆり）は、交流機能及び居住機能を総合的に提供しています。要介護度の改善により介護老人福祉施設を退所となった人や、介護を要する状態ではないものの、独立して生活することに不安を抱える一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦のみの世帯が入所することができます。※居住部門：6部屋（定員10名）

引き続き、サービスの提供を確保するとともにニーズの正確な把握に努め、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

必要利用定員数	見込み	目標値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設(人)	50	50	50	50
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護(人)	9	9	9	9
地域密着型特定施設入居者生活介護(人)	0	0	0	0
有料老人ホーム(人)※	0	0	0	0
サービス付き高齢者向け住宅(人)※	0	0	0	0

※特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受けていない

### ③移動販売事業者との協力

移動販売事業者は、様々な地域を巡回し多くの住民と接する機会があることから、見守り協定を締結しています。

今後も、引き続き移動販売事業者と協力し、地域の見守りネットワークを強化します。

### ④高齢者への見守りネットワークの強化

#### ◆QRコードシールの配布

認知症等による行方不明となった高齢者を早期発見・保護するために、令和2年7月より警察署と協定を締結し、対象者にQRコードシールを配布しています。本事業は、新宮・東牟婁郡の広域で実施しています。

#### ◆民間事業者による高齢者等の見守り協力

本町では、ライフライン事業者や新聞販売、宅配業者といった定期的に各戸訪問を行う民間事業者をはじめ、関係団体に対し見守りに関する協力を依頼しています。

引き続き、協力事業者の増加に努め、見守り体制を強化します。

	R2年度(見込み)
見守り協力事業者数(事業者) (定期的に各戸訪問を行う事業者)	10

#### ◆緊急通報装置の貸与

本町では、一人暮らしの高齢者や重度身体障害者等の急病や事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報装置を設置することにより、日常生活における不安の解消と高齢者の安全を確保しています。

平成28年から民間に委託しており、専門的な知識を有する人員を受信センターに配置することで、日常生活に関する医療・健康相談に対応する体制を整備しています。また、これまでに実施していた月に1度のコールセンターからの電話連絡(お元気コール)を月に2度にすることで、健康状態や生活状況の把握を強化しています。

緊急通報装置	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
貸出数(回)	98	95	98	100	103	106

### ⑤要援護者台帳による情報共有

本町では、要援護者台帳を作成し災害等の緊急時において、援護が必要な人の把握に努めています。また、診療所等の関係機関と連携し、事業ごとの相談記録や支援内容を横断的に共有することで、平常時における見守り活動にも有効活用しています。

引き続き、各関係機関との連携を強化しながら、高齢者を見守りネットワークの構築に努めます。

# 第5章 介護保険事業計画の円滑な運営

## 1. 利用者本位のサービス提供の推進

### (1) 介護保険制度及びサービスに関する情報の充実

#### ①介護サービス情報公表システムの周知

利用者が介護サービス情報を入手し、比較・検討して適切に事業所を選択できるよう、介護サービス情報公表システムの周知に努めます。また、介護サービス情報公表システムは事業運営の透明性の確保等、介護サービスの質の向上にも資するため、町のホームページや要介護認定等の結果通知書で告知するなどの周知に努めます。

#### ②生活支援等サービスの情報公表

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するため、配食や見守り等の生活支援サービスの情報を適切に公表します。

### (2) 低所得者への配慮等

「特定入所者介護（介護予防）サービス費」、「高額介護（介護予防）サービス費」、「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」について、利用者にわかりやすい制度周知に努め、サービスの利用にあたっては、補助事業等給付による利用者への負担軽減を図ります。

また、その他各種制度についてもわかりやすい情報提供に努め、適切なサービス利用につなげられるよう、低所得者へ配慮しながら取り組みます。

### (3) 相談・苦情対応窓口の充実

本町では、役場と高齢者相談センター（地域包括支援センター）に相談窓口を設置して高齢者の支援を行っています。その他、出張相談「よろず相談」として各集会所に出向き様々な相談業務を行っています。

### (4) 介護（予防）給付の適正化

#### ①ケアプランの点検

事業所訪問や資料提出、ケアマネジャーとの意見交換等ケアプラン点検を実施し、自立支援に資するケアプランとなるように努めます。また、ケアプランの点検を行うことでケアマネジャーの気づきを促し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

ケアプランの点検	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
点検実施数(回)	0	2	1	1	1	1

## ②住宅改修等の点検

介護保険サービスとして実施する住宅の改修や福祉用具の購入について、利用者の身体状況や生活環境を踏まえているか、利用者の自立支援・重度化防止に寄与しているかの視点で点検し、必要に応じて、プランの見直しや、より適正な工事・利用方法のアドバイスを行います。申請された住宅改修等の保険給付の適否（写真等で確認できないような疑義がある場合等）について、利用者宅へ訪問して点検を実施します。

住宅改修等の点検	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
点検実施数(回)	3	3	2	2	2	2

## ③要介護認定の適正化

本町では、申請区分に関わらず要介護認定調査は社会福祉協議会に委託し実施しており、担当職員が自宅を訪問し心身の状態等を聞き取り、新規・変更・更新の認定を行っています。

要介護認定調査の点検については、遠隔地の委託も含め認定審査会へ情報を正確に伝え適正な認定につながるようすべて認定審査会事務局（健康福祉課介護保険係）が行っています。また、厚生労働省が行う要介護認定適正化事業の業務分析データや、認定調査員向けeラーニングを活用することで、要介護認定と調査の平準化にも取り組みます。

認定調査票の検収	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
検収率(%)	100	100	100	100	100	100

## ④縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検は、利用者ごとに複数月の明細書における算定回数や事業所間の給付の内容等の状況を確認することにより、1か月単位では判明しなかった請求内容の誤り等を発見し、給付の適正化を図るものです。医療情報との突合は、医療担当部署と連携を図り、入院情報と介護保険の給付データを突合し、医療と介護の重複請求の是正を図るものです。

介護給付費の審査・支払いを担っている「国民健康保険団体連合会」より提供される縦覧点検・医療情報の突合データを活用し、必要に応じて事業者に対して過誤申請の指導等、自主的な確認を促します。

縦覧点検数	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
点検率(%)	100	100	100	100	100	100

### ⑤介護給付費通知

これまで、利用者やその家族に対し事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することで、利用者が自ら受けているサービスを改めて確認し、事業者の架空請求の発見等、不正請求の防止を図ってきました。

引き続き、介護給付費通知を年に2回送付することで、利用者にわかりやすい運営を行います。

介護給付費通知	実績値		見込み	目標値		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
送付回数(回)	2	2	2	2	2	2

## 2. 介護サービス量及び介護給付費の見込額

### (1) 介護予防サービスのサービス量と給付費の見込額

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,581	1,293	1,083
	回数(回)	32.1	26.1	22.0
	人数(人)	6	5	4
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	3,613	3,339	2,837
	人数(人)	9	8	7
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	488	488	488
	日数(日)	5.9	5.9	5.9
	人数(人)	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	1,310	1,264	1,212
	人数(人)	27	26	25
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	281	281	281
	人数(人)	1	1	1
介護予防住宅改修	給付費(千円)	9,986	8,322	6,657
	人数(人)	6	5	4
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護予防支援	給付費(千円)	2,258	2,102	1,944
	人数(人)	43	40	37
予防給付費計	給付費(千円)	19,517	17,089	14,502

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

## (2) 介護サービスのサービス量と給付費の見込額

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	32,957	30,083	29,671
	回数(回)	961.2	877.7	866.9
	人数(人)	46	45	44
訪問入浴介護	給付費(千円)	2,862	2,863	1,719
	回数(回)	21.4	21.4	12.8
	人数(人)	3	3	2
訪問看護	給付費(千円)	6,996	6,127	6,127
	回数(回)	108.6	95.9	95.9
	人数(人)	21	19	19
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	955	716	716
	回数(回)	27.2	20.4	20.4
	人数(人)	4	4	4
居宅療養管理指導	給付費(千円)	832	833	833
	人数(人)	5	5	5
通所介護	給付費(千円)	19,694	18,187	16,670
	回数(回)	247.2	228.0	208.8
	人数(人)	26	24	22
通所リハビリテーション	給付費(千円)	25,443	23,871	23,103
	回数(回)	223.8	213.0	205.9
	人数(人)	29	28	27
短期入所生活介護	給付費(千円)	38,590	36,409	35,011
	日数(日)	385.1	365.1	350.8
	人数(人)	27	26	25
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	2,432	2,433	2,433
	日数(日)	19.4	19.4	19.4
	人数(人)	2	2	2
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	6,161	6,024	5,779
	人数(人)	59	58	57
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	1,063	1,063	1,063
	人数(人)	3	3	3
住宅改修費	給付費(千円)	958	958	958
	人数(人)	1	1	1
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	2,396	2,629	2,629
	人数(人)	1	1	1

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	11,274	10,762	10,199
	回数(回)	147.6	141.8	133.6
	人数(人)	19	18	17
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,333	3,334	3,334
	人数(人)	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	9,187	9,192	9,192
	人数(人)	3	3	3
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	3,302	3,304	3,304
	人数(人)	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	98,789	95,501	92,388
	人数(人)	32	31	30
介護老人保健施設	給付費(千円)	117,803	114,543	111,021
	人数(人)	35	34	33
介護医療院	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費(千円)	4,436	4,438	4,438
	人数(人)	1	1	1
居宅介護支援	給付費(千円)	19,058	18,751	18,477
	人数(人)	97	96	95
介護給付費計	給付費(千円)	408,521	392,021	379,065

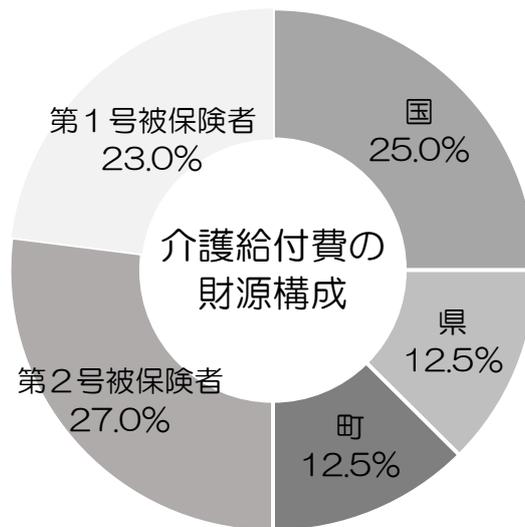
※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

### 3. 第1号被保険者の保険料

#### (1) 総給付費の見込額

##### 介護給付費の財源構成

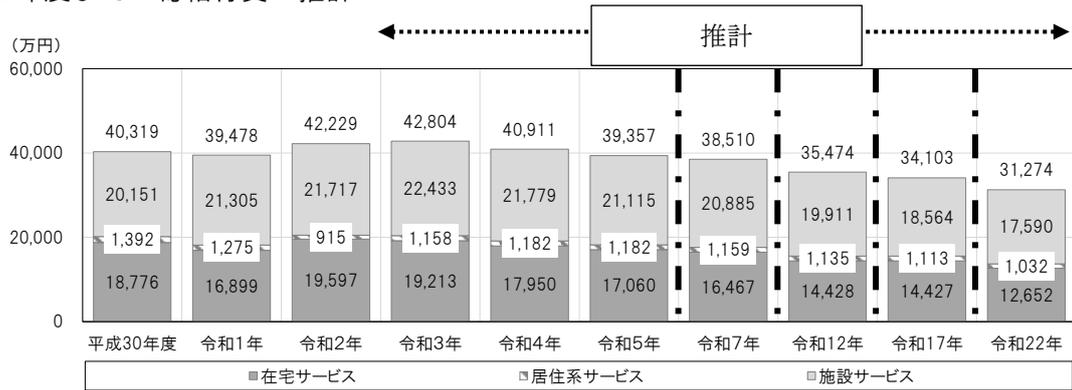
第1号被保険者（65歳以上）及び第2号被保険者の負担割合は、第1号被保険者及び第2号被保険者の人口比率によって決定されます。第8期の負担割合は次の通りです。



単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	428,038,000	409,110,000	393,567,000	1,230,715,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	23,837,160	22,119,315	22,187,052	68,143,527
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	10,545,131	10,434,079	10,467,415	31,446,625
高額医療合算介護サービス費等給付額	852,531	847,118	849,825	2,549,474
算定対象審査支払手数料	442,232	439,432	440,832	1,322,496
標準給付費見込額（合計）	463,715,054	442,949,944	427,512,124	1,334,177,122

■ 令和 22 年度までの総給付費の推計

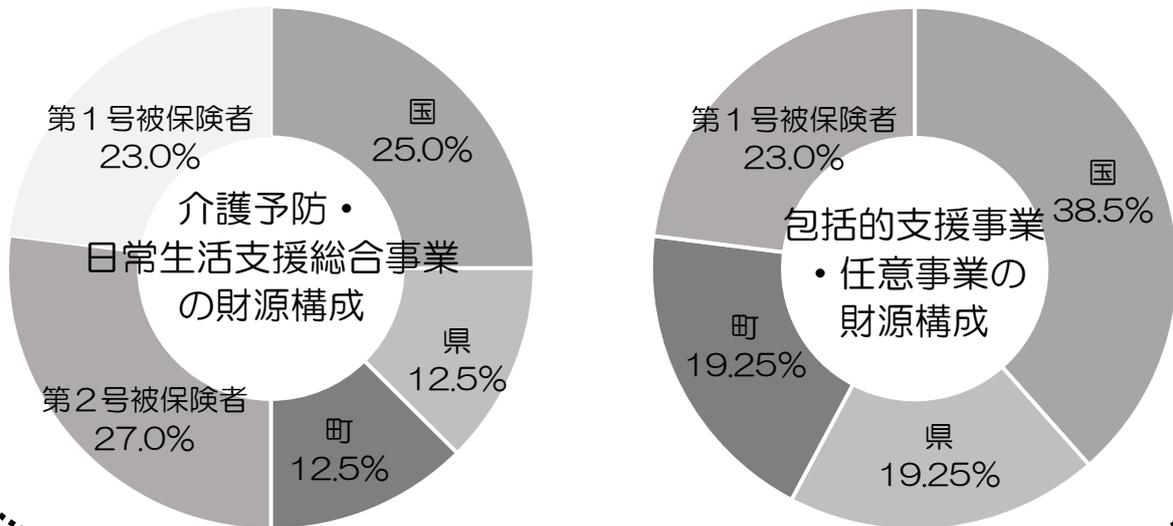


資料：見える化システム（サービス別給付の推計）

(2) 地域支援事業費の見込額

地域支援事業費の財源構成

地域支援事業とは、介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。本計画の財源構成は以下の通りです。



単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	16,630,944	16,406,723	16,186,862	49,224,529
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	10,656,829	10,452,219	10,251,536	31,360,584
包括的支援事業(社会保障充実分)	177,143	173,743	170,407	521,293
地域支援事業費(合計)	27,464,916	27,032,685	26,608,805	81,106,406

### (3) 第1号被保険者の保険料

#### ①第1号被保険者負担分相当額の算出

第1号被保険者負担分相当額は、標準給付費及び地域支援事業費に全国平均の第1号被保険者負担割合（令和3～4年度は23.0%）を乗じて算出します。

	標準給付費見込額	1,334,177,122円
+	地域支援事業費見込額	81,106,406円
合計		1,415,283,528円



	上記合計額	1,415,283,528円
×	第1号被保険者負担割合	23.0%
第1号被保険者負担分相当額		325,515,211円

#### ②保険料収納必要額の算出

	第1号被保険者負担分相当額	325,515,211円
+	調整交付金相当額	69,170,083円
-	調整交付金見込額	171,429,000円
+	財政安定化基金拠出金見込額	0円
+	財政安定化基金償還金	0円
-	準備基金取崩額	8,127,002円
+	審査支払手数料差引額	0円
+	市町村特別給付費等	0円
+	市町村相互財政安定化事業負担額	0円
-	市町村相互財政安定化事業交付額	0円
保険料収納必要額		215,129,292円



	保険料収納必要額	215,129,292円
÷	予定保険料収納率	98.00%
予定保険料収納率補正後の保険料収納必要額		219,519,686円

#### ③第1号被保険者一人あたりの月額保険料の算出

	予定保険料収納率補正後の保険料収納必要額	219,519,686円
÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数	3,326人
÷	年間月数	12か月
基準保険料額（月額）		5,500円

#### (4) 第1号被保険者の所得段階別保険料

##### ■ 第1号被保険者の所得段階別保険料

第8期の所得段階別保険料				
段階	要件	料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30 (0.50)	1,650 (2,750)	19,800 (33,000)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.50 (0.75)	2,750 (4,125)	33,000 (49,500)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.70 (0.75)	3,850 (4,125)	46,200 (49,500)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	4,950	59,400
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	1.00	5,500	66,000
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,600	79,200
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,150	85,800
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,250	99,000
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	1.70	9,350	112,200

※第1～3段階は低所得者への公費による保険料軽減措置が実施されており、表中の( )内は軽減措置前の数値

##### ■ 第1号被保険者の保険料基準額(月額)の推計

単位：円

	第8期	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
保険料基準額(月額)	5,500	6,139	7,123	8,049	8,822

## 第6章 計画の推進

### 1. 地域一体とした連携体制の強化

本町ではこれまでに、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んできました。本計画においては、これまでの取組をさらに推進し地域力を強化します。

そのために、これまでの取組に加え、「地域づくりに向けた支援」として地域社会から孤立を防ぎ、多様な活躍の機会と役割を生み出すために、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援、お互いが支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を強化します。

また、「丸ごと相談(断らない相談支援)」として属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応または関係機関につなげることができる機能や、世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能、継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能を強化します。さらに、「参加支援」として、地域資源を生かしながら社会とのつながりを回復する支援や本人・世帯の状態に合わせた、多様な「参加支援」の提供を行います。

その他、地域一体とした連携体制の強化を図るために多様な主体の参加を促し、関係機関と協働し本町における包括的な支援体制の基盤整備を強化します。

### 2. 計画の進捗管理

計画の進捗管理として、地域ケア会議や様々なデータ、取組等を利活用しながら、主要施策において進捗状況の確認と評価分析を行い、必要である場合は見直し・改善を行います。

本計画の進捗をより円滑にするため、地域の実態や課題を正確に把握しながら地域の特性を生かした地域包括ケアシステムを深化・推進します。

### 3. 計画の周知

本計画の推進にあたっては、地域の方々や関係機関・団体等の方々のご理解・ご支援・ご協力が必要です。そのために、本計画を町のホームページや広報誌「こしがわ」等に掲載するほか、パンフレットを地域の自治会回覧や公共施設等へ配布するなど、幅広く周知活動を行います。

## 1. 古座川町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画作成事業実施要綱

令和2年3月26日要綱第6号

(目的)

第1条 介護保険事業、高齢者保健福祉事業の円滑な実施を確保するため、必要な介護保険事業及び高齢者保健福祉事業全般にわたる計画を作成することを目的とする。

(事業内容)

第2条 本事業の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の運営状況の分析と評価
- (2) 介護保険事業量の見込み及び保険料の算定
- (3) 介護予防等の地域支援事業を含む高齢者保健福祉事業量の見込み
- (4) 制度への理解と協力を得るための広報
- (5) 広域的な取り組みについての調査検討
- (6) サービス提供事業者と連携したサービス供給体制の検討
- (7) その他必要な事項についての調査検討

(計画作成体制)

第3条 計画作成のため、計画作成委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会委員は13名以内とし、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者等の内から町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、町長は、特別の理由があると認めるときは、委員を解任することができる。

(平29要綱11・一部改正)

(役員)

第4条 委員会に会長1名、副会長1名をおく。

- 2 会長、副会長は委員の中から互選する。
- 3 会長は委員会の議長となり、委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は必要に応じて会長が召集する。

- 2 会長は、会議を開催する場合は、町長にこれを通知しなければならない。
- 3 委員会において討議した事項は、町長に建議し、または報告しなければならない。

(関係計画との調和)

第6条 計画の作成にあたっては、地方自治法に規定する町の基本構想、医療法に規定する医療計画等他の計画と調和を保つよう作成する。

(計画期間)

第7条 計画期間は、令和3年度から令和5年度までとする。

(平29要綱1・令2要綱6・一部改正)

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において定めることができる。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成14年要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年要綱第8号)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成20年要綱第20号)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成23年要綱第36号)

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

付 則(平成26年要綱第5号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成29年要綱第1号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(平成29年要綱第11号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和2年要綱第6号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 2. 古座川町介護保険事業計画等作成委員会委員名簿

番号	氏名	所属	備考
1	岡地英紀	保健医療関係者	
2	奥根啓靖	保健医療関係者	
3	切士桂	福祉関係者	
4	切士知憲	福祉関係者	
5	塩崎明美	第2号被保険者代表	
6	佃奈津代	古座川町議会議員	◎
7	寺岡克視	福祉関係者	
8	橋本好生	第2号被保険者代表	
9	畑美恵	第2号被保険者代表	
10	前田治美	第1号被保険者代表	
11	森田裕司	保健医療関係者	○
12	山口美和子	第1号被保険者代表	

※五十音順、敬称略

※◎は会長、○は副会長

### 3. 用語解説

ア行	
アセスメント	対象の評価や査定のこと。
カ行	
協議体	地域の支え合いの輪を広げるために、地域住民を主体とした話し合いの場。
高齢化率	65歳以上の高齢者が総人口に占める割合。
サ行	
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症。
食育	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組。
生活習慣病	食習慣・運動習慣・休養（ストレス）・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、がん等がある。
成年後見制度	<p>判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度がある。</p> <p>法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うもの。</p> <p>任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくもの。</p>

タ行	
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援のサービスを継続的・包括的に提供する仕組み。
ナ行	
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したもの。
認知症	正常に発達した知的能力が、脳の病気や障害により生じる物忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称。
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うための複数の専門職によるチーム。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援を行うとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う専門職。
ハ行	
ホームページ	本計画書内においては、インターネット上の古座川町の情報サイト。
マ行	
メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧、脂質異常、高血糖等が合わさった状態のこと。内臓脂肪症候群。

ラ行	
ライフステージ	加齢による変化で区切って考える幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等、人間の一生におけるそれぞれの段階のこと。
リハビリテーション	心身に障害のある人の能力を最大限に発揮させ、医学的、心理的、職業的、社会的に可能な限りその機能回復を図ることにより社会復帰することを目的に行われる更生指導のこと。

---

古座川町高齢者福祉計画及び  
第8期介護保険事業計画  
令和3年3月

発行：古座川町役場 健康福祉課

〒649-4223 和歌山県東牟婁郡古座川町川口 254 番地 1  
古座川町保健福祉センター

TEL 0735-67-7112 FAX 0735-72-0172

---

